

平成29年12月7日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	25番	樋口	安癸次
13番	中島	信二	26番	川口	誠二

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	義光
事務局参事兼次長	古賀	安博
主任	服部	敬
書記	坂本	裕美子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長職務代理者副市長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
秘書広報課長	馬 場 浩 義
企画財政課長	石 井 稔 郎
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	原 亮 一
税 務 課 長	堤 英利子
市 民 課 長	栗 秋 克 彦
福 祉 課 長	野 田 勝 広
子育て支援課長	平 島 英 敏
健康推進課長	橋 爪 美栄子
介護長寿課長	平 島 隆 夫
環 境 課 長	原 田 英 雄
男女共同参画・ 生涯学習課長	山 口 昭 弘
スポーツ振興課長	池 田 孝 治
商工観光課長	井 上 啓 時
建 設 課 長	山 口 英 二
都市計画課長	原 寿 之
学校教育課長	藤 木 春 美
黒木支所長	井 上 秀 樹
矢部支所長	江 田 秀 博

議事日程第5号

平成29年12月7日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

1 高橋信広議員

2 松崎辰義議員

第2 議案審議

・質疑(委員会付託)

・討論

・採決

第3 請願委員会付託

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

報告第14号 専決処分について(事故による損害賠償)

議案第86号 専決処分について(平成29年度八女市一般会計補正予算(第3号))

議案第87号 専決処分について(平成29年度八女市一般会計補正予算(第4号))

議案第88号 八女市印鑑条例及び八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 公益的法人等への八女市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 八女市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第92号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

議案第94号 八女東部スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第95号 市道路線の認定について

議案第96号 指定管理者の指定について

議案第97号 平成29年度八女市一般会計補正予算(第5号)

議案第98号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)

第3 請願委員会付託

請願第6号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める請願

請願第7号 八女市の教育改革を求める請願

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に議案質疑表、請願表、委員会分科会日程表、高橋信広議員要求の資料を配付いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

ここで、税務課長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○税務課長（堤 英利子君）

おはようございます。貴重な時間をいただきまして、申しわけありませんけど、きのうの伊井渡議員の一般質問に対する私の答弁に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

市県民税の大幅な約3割の引き下げについての質問に対しまして、「市県民税で考えましたときに、八女市の標準税率の1.4%を採用しておりますけど、その7掛けとなりますと0.98ですかね、とにかく標準税率を下がった金額になりますけど」と市県民税の税率を固定資産率の標準税率である1.4%と誤って発言をしてしまいました。

このため、「市県民税で考えましたときに、八女市は標準税率を採用しておりますけど、それを引き下げると標準税率未満になりますけど」と発言を訂正させていただきたいと思っております。よろしく願います。（215ページを訂正）

○議長（川口誠二君）

ただいまの発言の訂正につきましては、会議規則第62条の規定を準用し、議長において、これを許可いたします。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。5番高橋信広議員の質問を許します。

○5番（高橋信広君）

皆様おはようございます。5番高橋信広でございます。傍聴席の皆様、師走の大変お忙し

い中、傍聴にお越しいただきまして、大変ありがとうございます。一般質問もいよいよ最終日となりました。どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、さきの通告に従いまして、一般質問を行います。

本日は、持続可能なまちづくりについて、健康寿命の延伸について、交流人口の拡大についての3点でございます。

最初に、持続可能なまちづくりについて伺います。

合併して間もなく丸8年を迎えますが、この間、合併に伴う機構改革や、さまざまな課題、問題に対する業務、そして、平成24年7月の九州北部豪雨による復旧、復興業務が発生したことで、人口減少、少子・高齢化が進む中の新しいまちづくりが先送りになったと察します。ようやく落ちついた今こそ、本市が目指す持続可能なまちづくりを示す時期ではないでしょうか。

折しも、国は地方創生の一環として立地適正化計画制度を創設し、地方都市再生の支援策を打ち出しており、本市もこの制度を活用し、どのような八女市を目指すかを明確にした計画を策定し、持続可能なまちづくりを構築すべきと考えます。

そこで、立地適正化計画策定の是非を含め、本市の目指すまちづくりについてお聞きいたします。

次に、健康寿命延伸について伺いますが、今回はスポーツ・健康づくり都市としての来年度の具体的な取り組みと、いよいよ本格的に実施される保険者努力支援制度の概要と本市の方向性についてお聞きいたします。

最後に、交流人口の拡大について伺います。

大多数の地方都市は、急激な人口減少に伴う地域経済の縮小を緩和する施策の一環として、交流人口の拡大に取り組んでいることは周知のとおりです。本市も、第4次総合計画の中にも観光の振興として交流人口の拡大がうたわれております。

しかしながら、本市は誰もが認める観光地とは言えず、点在している豊富な観光資源と魅力ある自然環境をベースに企画、広報による継続的な活動が不可欠であります。既に取り組んでいただいておりますが、さらなる積極的な仕掛けがなければ、交流人口の拡大は望めないと考えます。

ところで、来年11月1日から4日までの4日間、伝統的工芸品月間国民会議 in 福岡が開催されますが、全国から10万規模のイベントになると聞き及んでおります。本市としても、伝統工芸品のPRはもちろんですが、観光客として呼び込む絶好のチャンスではないかと考えております。

そこで、このイベント対策を含めて、交流人口の拡大策についてお聞きいたします。

以上3点について、執行部におかれましては、明瞭かつ前向きな回答をいただきますよう

よろしく願い申し上げます。

それでは、これより質問席にて順次お聞きいたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

おはようございます。それでは、5番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

1、持続可能なまちづくりについて、(1)人口減少、少子・高齢化が進行している中で、本市はどのようなまちづくりを目指しているのかという質問でございます。

本市の最上位計画であります第4次八女市総合計画に掲げる将来都市像「ふるさとの恵みを生かし安心して心ゆたかに暮らせる交流都市八女」の実現と八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進による人口減少抑制、定住化の促進に取り組むことにより、全ての市民がその暮らしに安全と安心を実感し、若者がその将来に夢と希望を抱けるまちづくりを進めてまいります。

次に、(2)立地適正化計画制度等を活用したまちづくりは具体的に検討を進めているのかという質問でございます。

八女市は、他の地方都市と同様に人口減少や少子・高齢化の進展に対応し、財政面及び経済面において、持続可能な都市機能を保持することが大きな課題となっております。コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めるため、八女市においても、平成30年度より立地適正化計画の策定を行う予定でございます。

立地適正化計画は、都市を構成する一部の機能だけでなく、居住や医療、商業、公共交通等のさまざまな都市機能を見渡したマスタープランと位置づけられ、目指すべき都市像を実現するための計画でございます。

今後、立地適正化計画とともに八女市都市計画マスタープランの見直しも並行して行い、関係部局が連携して目指すべき八女市都市像の実現に向けて計画を策定していく予定でございます。

次に、(3)地域内経済循環を好転させる対策はという質問でございます。

地域経済循環を活性化するためには、地域内外の人、物、金、データの活発な循環を生かし、農林業者、中小企業、観光、飲食、小売りなどのサービス事業者などの付加価値、生産性を高めるとともに、都市機能、構造の集約化、合理化を図り、住みよいまちづくりを進める必要があると考えておりますので、引き続き地域内の消費喚起に努めるとともに、各種施策の展開を図ってまいります。

次に、2、健康寿命の延伸について、(1)スポーツ・健康づくり都市として、来年度の具体的なアクションプランはという質問でございます。

平成30年度は、市民の健康意識向上及び健康づくりの一役を担える取り組みの一つとして、スポーツ・健康づくりフェスタの開催を検討しております。

また、各種事業等での健康づくり及び特定健診受診の啓発並びに行政区長会での周知依頼、各種団体への啓発、「広報やめ」の掲載、FM八女の放送等により積極的に健診を受けていただけるよう取り組んでまいります。

さらに、市民の皆様が運動やスポーツを習慣化し、日課とするきっかけをつくるため、来年度もチャレンジデーに参加を予定しております。

また、スポーツ関係団体と連携し、市民グラウンドゴルフ大会や交流イベントを開催し、スポーツ・健康づくり都市宣言スローガンに掲げる「市民ひとり1スポーツ」を目指していきたいと考えております。

次に、(2)保険者努力支援制度の最終的な概要はという質問でございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成30年度から国民健康保険制度が大きく変わります。今回の改正で、新たに県も共同経営者として財政運営に加わり、あわせて保険者努力支援制度が導入をされます。

この制度は、医療費の適正化に向けた取り組み等の支援として、国が県に500億円、市町村に300億円と特別調整交付金200億円を合わせた500億円を配分する見込みでございます。

県に対する交付金は大きく3項目の指標があり、県内の自治体の取り組みを集約した平均値に加え、改善の状況や取り組みの実施によって評価され、配分をされます。

また、市町村に対する交付金は、12項目の指標を実施しているか、または国が設定した目標値を達成しているかによって配分されることになっています。

次に、(3)インセンティブ、歯科健診などの各指標の取り組みはという質問でございます。

保険者努力支援制度における市町村交付金の指標には、個人へのインセンティブの提供の実施が含まれます。これは、住民の予防、健康づくりの取り組みや成果に応じてポイント等を住民に付与し、ポイントに応じた報奨を設けるものでございます。これを実施する際にPDCAサイクルや地域の商店街との連携を行うことで、市町村がポイントを獲得できる制度となっております。

次に、歯科健診により早期に発見することで、歯の喪失を防ぎ、生活の質を高め、高齢期での口腔機能の維持を図ることが期待されます。特に歯周病は、糖尿病や動脈硬化を伴う狭心症、心筋梗塞、脳梗塞等との関連もあり、口腔環境を含めた生活習慣を改善することで発症予防や重症化予防につながるものでございます。

このようなことから、個人へのインセンティブの提供と歯科健診については検討を進めているところでございます。

次に、3、交流人口の拡大について、(1)観光事業を含めた交流人口の拡大策はという質問でございます。

観光事業につきましては、交流や体験を通して地域振興につながるよう、交流人口の拡大

に向けた事業の展開をしております。その中でも、地域型の体験プログラムと旅する茶のくにバスツアーなどの体験事業には都市からの多くの参加者があり、今後も継続して観光面での交流を展開していきたいと考えております。

また、友好交流都市や姉妹都市など都市間で行っている国内外の交流事業につきましても、交流人口増加の一助となるよう、人、物、情報の相互交流を積極的に行い、八女の魅力を発信していきたいと考えております。

次に、(2)伝統的工芸品月間国民会議全国大会 in 福岡に対する現段階での取り組みはどのように考えているのかという質問でございます。

伝統的工芸品月間国民会議全国大会は、平成30年11月に福岡市で開催されます。現在、県が中心となって、本年9月に準備委員会が設置され、国指定伝統的工芸品の県内7産地の各理事長を初め、関係自治体において開催に向けた事務協議が詰められており、本市の取り組みについては、八女伝統工芸館を中心に各組合と連携を図ってこの大会を盛り上げるために協議を進めておるところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（高橋信広君）

まず、持続可能なまちづくりについて、少し質問していきたいと思っております。

このまちづくりを今、私が見ている中で、総合計画、それから、まち・ひと・しごとの地方創生の人口減少対策という2つ、大きなものが既にあるんですが、その中で、八女市の精神的な部分の目標とか、そういうのは見えるんですが、具体的な将来の姿というのがいまひとつこの中では見えてこないんですね。

そういう中で、合併後、八女市全体として、どういう八女市にしていくかという具体的な姿をぜひとも出していただくタイミングじゃないかということで、今回、こういうテーマを取り上げております。

まちづくりの大きなベースになるところが幾つかあると思うんですけど、人口動態というのは非常に大きなことだと思っております。今、八女市で21のまちづくり協議団体が地域、地域でいろいろ取り組んでいただいております。そういう21の中で、八女市全体としての人口は、平成24年からのデータでいきますと4,300人ほど減と。片一方では、世帯数というのは712とふえているわけですね。その中でも、世帯数と人口が両方ふえているというのは、この21の中の福島地区と岡山地区の2つでございます。

世帯数がふえているところは結構あるんですが、いかんせん、人口のほうがかたがた減っているという傾向値。このトレンドというのを大変重要視しながら、これからのまちづくりをやっていく必要があるのかなと思っております。今のトレンド、それから、特に地区別の格差というところをどう捉えているか、まず御質問します。

○企画財政課長（石井稔郎君）

それでは、お答えいたします。

非常に大きな話ですので済みませんが、お答えさせていただきますけれども、八女市が平成18年に上陽、それから、平成22年に2町2村と合併をした中で、まず取り組んできたのは均衡ある発展ということで、どこに住んでいても生活の営みが維持できる基盤の整備をやるということで、情報通信基盤の整備、あるいは交通網の整備という2本柱でやってきた経過がございます。

そのうち、ある程度、情報通信網、交通網の整備の後は、次は何をやれるのかというところで、各旧市町村の市域の中でそれぞれの歴史経緯がありますから、そういったものを生かしながら、あるいは地域資源ですね、個々の個性を生かして地域振興を進めてきておるところでございます。

八女市の総合計画という話が先ほどなされましたが、その中で、特に市街地整備などというところには、福島地区であればコンパクトなまちづくりを基本理念としていく。そのほかのところでは、それぞれのまちの顔であった中心地域、そこら辺を居住の中心地としながら、要衝としながら、それぞれのまちが今までたどってきた歴史経過を踏まえたところで新たなまちづくりをやっていく。そういったものを総合計画の中に触れているところで、それを一つのモチーフとしながら、人口減少に対する具体的な取り組みとして、まち・ひと・しごと創生の総合戦略を立てて個別具体的な事業に入っているという、全体的な流れとしては今のような方向で進めてきておるところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

今のお答えは、少しずれがあったような気はしますが、今、国の動き、県の動きというのもよく見きわめる必要があるかなと思っています。

つい最近ですが、国のほうは未来投資戦略2017ということで、Society5.0と。どういうことかといったら、ソサエティー、どんな社会をつくっていくかということだと思んですが、歴史的に見ますと、最初は狩猟社会、農耕社会、それから工業社会というのが、これは昭和ぐらいですね。それから、現代が情報社会、次を言っているんですね。この5番目の社会をつくっていかうと。

経済発展と社会課題の解決を両立できる人間中心の社会にしていこうというのが国の施策として今打ち出されておりますが、その中に、大きな第1にあるのが健康寿命の延伸、健康、医療、介護に向けた戦略分野ということで、かなりここに力を入れて、いわゆる健康寿命を年代別に、例えば、平成20年までに1歳上げるとか、平成30年までにどれだけ上げるという目標をつくって取り組んでいこうというのが狙いです。もちろん、これだけではございませ

ん。この未来投資戦略というのは非常にたくさんの項目が入っていますが、そういう動きが一つあるということです。

それから、片一方では福岡県のほうも、これは既に連動するべき動向と思いますが、福岡県の都市計画基本方針が平成27年10月に出されておりますので、都市計画課長はよく御存じと思いますが、そこにはどちらかといったら鉄道沿線を中心に考えるようなイメージなので、八女市にとってはちょっと不利だなと感じています。

一方では、福岡県の地域未来投資基本計画というのがことしの9月29日に出されておりますが、筑後地域については健康関連ビジネス分野に集中し、そういうところを引っ張って行くという施策を出しているという関連です。

そういう意味で、国も、それから県も、健康関連ビジネスというところ、この地域に当てはまるような成長産業というところを打ち出しておりますので、これと八女市が符合するかどうかの検討というのは非常に大切かなと思っております。

次にちょっとかかりますけど、もう一つの立地適正化計画制度については、来年から計画を取り組んでいこうということでおっしゃっています。

その中で、先ほど答弁にもございましたけど、都市計画マスタープラン、私も調べていますが、平成17年からつくられたものでとまっているんですね。それがどうこうということは今さら申し上げませんが、ここの整合性というか、具体的にかなりラップするところもあるような気がしています。

都市計画マスタープランというのは、姿図という落とし込んだものですが、具体的にどういう八女市にしようかという思いの部分は全く詰まっておりますので、そこを立地適正化計画制度の中に埋め込んで、マスタープランと一緒にしてつくられるのか、それについてお聞きします。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

立地適正化計画制度と都市計画マスタープランの整合性というお尋ねかと思えますけれども、立地適正化計画は八女市総合計画を上位計画と位置づけまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略や、福岡県が策定しました、先ほど申されました都市計画区域のマスタープランに即したものであるということはもちろんのことですけれども、都市全体を見回しましたマスタープランとしての機能を有する八女市都市計画マスタープランの高度化版と考えているところであります。八女市都市計画マスタープランの一部ということで認識をしているところでございます。

○5番（高橋信広君）

今の回答では、両方の計画をつくられるのか、それとも一本でやられるのか、それを教え

てください。

○都市計画課長（原 寿之君）

平成30年度から、都市計画マスタープランの策定と立地適正化計画の策定を並行して行う予定に考えております。

○5番（高橋信広君）

この計画は、やり方次第で物すごく時間がかかるような気がしますけど、一つの目標を持ちながら、大体どの期間で、平成30年から入って、例えば、これをやるに外的なコンサルを入れてやられるのか、そういうことも含めて手順の部分で、まだ具体的になっていないかもしれないから概略で結構ですので、お聞かせいただけますか。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えします。

手順でございますけれども、期間としましては、策定期間として予定していますのは、平成30年度から2年もしくは3年、基本的に平成32年度までには完了する予定で進めたいと考えております。

計画的な手順といいますか、そういった形は、まずは委員会なり検討委員会等を立ち上げて、それから進めたいと考えているところでございます。

○5番（高橋信広君）

この立地適正化計画をつくるに当たっては、いろんな計画との整合性というか、連動したものはたくさんあると思うんですね。その中に、八女市公共施設等総合管理計画というのがつい最近出されましたけど、これは大きなポイントかなと思っていますが、計画は出されていますが、これからどうするという段階でしたので、こういうところを位置づけて計画はつくっていかれるかどうか、お聞きいたします。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

立地適正化計画は、さまざまな行政分野にまたがるものだと考えております。

福祉、医療、保健、商業、農業、公共交通、防災、土木等、そういった部局の横断的な検討を必要とするものでございますので、当然、八女市公共施設等の総合管理計画との関連づけということで策定していくつもりでございます。

○5番（高橋信広君）

もう一つ、お聞きします。

この立地適正化計画の中に幾つかのガイドラインというか、参考になる部分を示されておりますけど、八女市にとっては、健康、医療、福祉のまちづくりのためのガイドラインというのが非常に参考になるような気が私はしているんですが、これについてはいかがですか。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

いろんなガイドラインがあるかと思いますが、そういったガイドラインは当然立地適正化計画を進める中では必要な施策と考えておりますので、そういったものと調整を図りながら進めたいと考えているところでございます。

○5番（高橋信広君）

今、公共施設のこと、全体の計画というか、全部で402ある施設をどうしていくかという大きな問題と、それから、今、公立病院の問題がございまして。それから、庁舎の問題もあります。当然こういうことを含めて立地適正化計画は策定していただきたいんですが、どういうことかといいましたら、一つは、八女市をどういうテーマでまちづくりの方向に持っていくのか、どんなまちにしていくかというところが一つ、これは市長が打ち出されると思いますが、そういうことでやって、それから、公立病院についても、医療機関だけじゃなくて、こちらのほうは一つの企業として、雇用も含めて、今、公立病院の雇用という意味では6割しか八女市の方はいらっしゃいません。4割は外からです。将来的にはもっとここを上げるようにどう持っていくかということ、こういう大きな視点で、役所、市庁舎についてもそこに商業施設を入れたり、いろんな活性化を含めての庁舎ということも、この立地適正化計画の中の――まずはどういうまちかというところから僕はスタートすると思うんですが、残念ながら、市長がいらっしゃらないので、副市長たちはもちろん、いろいろと接触されながら、こんなまちにしていこうという夢でもいいですから、そういうところがあつたら、お二人聞かせてください。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

立地適正化計画の具体的な内容をどうしていくのかという質問だろうと思っておりますけれども、今、議員がおっしゃっておりますところについては、当然この計画の中に私も入れていかななくてはならないだろうと思っております。

ただ、今のところ、庁舎問題につきましても場所をどこにするとか、公立病院の問題につきましてもどうしていくんだと。きのうおとといですか、ちょっと話もしましたけれども、方針というのがまだ定まっておきませんので、具体的な内容について決まったら、この計画の中に盛り込んでいくということは当然必要だろうと思っております。

先ほど担当課長が申し上げましたとおり、平成30年から平成32年度という3カ年間の中でそれが決まれば、そこを核にしたまちづくりというのは当然必要ですから、私もどこかの答弁で申し上げたと思っておりますけれども、庁舎をつくるについては、そこを中心としたまちづくりをどのようにつくっていくのか、非常に私は大事なところだろうと思っておりますので、決まれば、それを計画の中で入れていくということは当然必要だろうと思っております。

今から先のことを見据えながら、この計画というのは策定していくことになりませうけれども、議員も御承知のとおり、年々と時代の状況は非常に速いスピードで進んでおりますので、その時々課題というのは、非常に目まぐるしいスピードで進んでおります。

ですから、我々も今おっしゃったように、その問題がありますし、先ほど公共施設の管理の中でもありましたけれども、まだ我々も見直していかなくてはならない施設も当然ございますので、そういったところも、どこにどのような形でつくっていくのか、それを中心にしてどのようなまちづくりをしていくのかということも当然つくっていかなければならないと思っております。

それとあわせて、この中では当然住居地域とか、そういった関連も出てきますので、今、旧八女市でいきますと、都市計画の用途区域の中では住居専用地域とかと指定していますので、御案内のとおり、そこにも住居をつくっていくということで道路の整備も既にかかっていますので、そういった形では、総合的な形でまちづくりについては今後この計画の中でつくっていく必要があるだろうと思っておりますので、我々も多分考えるところはある程度一緒のところもあるかと思っておりますけれども、そういった形で目指しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

立地計画の前に上位の中で都市計画、これも並行して見直しを、今議員が言われるように見直しがずっと前でございましたので。

都市計画の見直しをちょっと中心に話しますと、基本的には、今設定しているのが旧八女市と黒木町、立花町ですね。これも一体にして見直しを図っていきたいと思っております。

例えば、具体的に旧八女市をちょっと説明させていただきますと、今思っているのが、基本的には道路、ライフラインを中心に考えていかなければならないと。そういう中で、例えば、国道が変わってきたということですね。起点、終点が変わってくる。今後いろいろな道路が変わってくる。新設でつくる部門も出てきます。

そういった中で、用途地域が住居地域で、いろんな要件はございますけれども、旧八女市を見てみますと、商業地域が途中までで終わっているとか、昔の形態も変わってきておりますので、もとの中心街も活性化しなければならない。それと外回りですね、道路沿い。こういったものについては、数年前、県とも協議した経緯がございますけれども、なぜ商業地域が少ないかということで考えていくと、やっぱり幹線道路沿いに商業を誘致したいということの観点でいきますと、やっぱり第1種とか住居地域だけではいけないと。これは商業地域の指定を進めていかなければなりません。

しかしながら、今、国の審査会、県の審査会、いろいろございますけれども、商業地域に

なれば、具体的にいいますと容積率が違うわけですね。通常は200%でございます。商業地域にすれば400%。だから、将来の八女市を考えていきますと、そういった誘致を、来られるような状態を八女市として整えていきたいと。一つはそんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

わかりました。これから若い世代に希望を与えられるような八女市をぜひとも構築していただきたいという思いでございますので、時間をかけてでも、新しい八女市をつくっていただくようによろしく願いいたします。

もう一つ、域内の循環というか、好転させるという意味では、居住人口をある程度固めるというのは一つかなと思っています。そういう意味で、先ほど冒頭に言いました福島、それから岡山というところには、かなり人口が——多分転居というか、移住はもちろんいらっしゃるかもしれませんが、こちらには少ない。どちらかといったら核家族化が非常に進んでいるということと、中山間地の若い人たちが大分こういうところにおりられているのかなということで、例えば、経済的に市民税が落ちていないというのは、これも一つの大きな要因だなと思っています。

今、局面としては、経済的なことを言えば、比較的順調に税収も上がっている。これは、先ほどもあった世帯数がふえているというのは、大きな要件になっていると思うんですね。これが下降に来た、人口も世帯数も減った局面になると完全に落ち込みますので、この二、三年のうちいろんな手を打っていただかないと、財政基盤が非常に厳しくなるということは少し申し上げておきます。

その中の域内のことで、自治体ポイントというのがあるのを御存じですか。9月にできたと思うんですけど、この活用はどうかなと思うんですが、この件でわかる方、よかったら教えてください。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

議員がおっしゃったのは、マイナンバーカードに関連してのことだと思います。

現在、そういった自治体ポイントを活用できないかということで、関係部署で検討を進めているという段階でございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

これはちょっと研究していただいて、マイナンバーの是非はありますが、ここまでつくっているんですから、前回の何とか台帳みたいにならないように、この際、使用率が上がるよ

うに持っていくべきだと個人的には思っていますし、そういうことを含めて自治体ポイントの活用の仕方、こういう地域内で買い物ができる一つの特典というか、そういうものになっていくのかなど。

それから、先ほどお話があったインセンティブでもそういうものを使えるのかなと思いますので、ぜひこれは前向きに検討していただいて、経済活性化につながればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

そしたら、次の健康寿命のほうに参ります。

今回は、スポーツ・健康づくり都市としての具体的なプランということで、先ほど回答をいただきましたけど、一つ、今回はスポーツ・健康づくりフェスタをやっていかれると。これについては、これからずっとやっていくということかどうか、まず教えてください。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

本年の7月ぐらいに、スポーツ・健康づくり実行委員会というのを設立いたしました。その会議を進めていく中で、来年度以降、スポーツ・健康づくりフェスタを開催していくということが決定いたしました。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

あわせて、これは厚生常任委員会でも提案として健康の日をつくったらどうかということでお話ししたと思うんですが、2年前の6月定例会の中で、健康の日という言葉は、実は三田村市長がおっしゃった言葉です。私の質問は、健康寿命の延伸をテーマにして、全市を挙げて、市長みずから音頭をとっていただきたいという質問に対して、この八女市で健康の日、仮称ですけども、みんなで健康を考えようという日をぜひつくりたいなと思っています。思っていますですから、やるとはおっしゃっていませんけれども、そういうことを言っておられます。

そういうことを加味しながら、なぜ健康の日をつくったほうがいいのかというのは、スポーツ・健康づくり都市宣言と打ち出した以上は、1日はそういう日をつくって、設定するのはなかなか日にちが難しいかもしれませんが、5月15日に設定されましたので、その中のどこかの第4日曜日とか、そういうところに設定していただいて、八女市としては、健康の日だという市民の意識づけという意味では非常に効果があると思っていますけど、これについてはいかがでしょう。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

健康の日を設けてはどうかという御質問でございますが、現時点では、まだ健康の日とは

設定しておりませんが、現在活動しております中に、毎月1回、7日でございますが、健康の日ということで、スポーツ・健康づくり都市宣言の5つの項目の放送をFM八女で行っております。

「広報やめ」の中でも、一文だけ、健康づくりのテーマである一文ずつを周知のために掲載している取り組みは行っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

ちょっとずれているような気がしますが、要は1日健康の日とつくることで市民の意識づけということをやったらどうですかということなんですが、部長、この件についてはどうでしょう。

○市民福祉部長（坂井明子君）

お答えをいたします。

健康の日というのを定めてはどうかということですが、市民の方が健康に関心を持っていただいて、スポーツ・健康づくり都市宣言をしておりますので、そういったことを推進する上でも、健康の日ということで定めることを検討したいとは考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

ぜひ、設定するという前向きなことで検討いただければと思います。よろしく願います。

あとは、いろいろ言っていただきましたので、このことについてはこれで終わります。

保険者努力支援制度について資料を出していただいておりますので、これに基づいて、少しお聞きいたします。

この項目がたくさん、市町村分としては全部で十数項目ありますが、今、八女市で取り組んでいただけていないのは、先ほど市長職務代理者の回答があった歯科疾患と、それから、個人へのインセンティブが今やっていないということでした。

それからもう一つは、ここに特定健診と特定保健指導の受診率については改善する、努力をするということ、それから、メタボリックシンドロームについても幾つかの項目がありまして、努力するところについて具体的にどういう努力をしていただくのか、少し教えていただけますか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

資料の中の改善すべき、また、努力すべき事項というのがございます。指標1の中の特定健診、特定保健指導というのがございますけれども、まずは、特定健診が現在35.2%という

ことで、目標の60%までいっていないということでございます。

ただ、これは目標の60%までいなくても、平均値までいったり、努力されて何%か上がった場合はポイントがつくという制度でございます。

それから、メタボリックシンドロームというのもございまして、これは昨年はいただいておりますけれども、ここもやはり国の基準がございまして、何%以上なければならないと。基本的には25%でございます。ただ、そこまでいなくても幾らかはもらえるという部分がありますけれども、基本的に特定保健指導が60%、メタボが25%以上あれば、完全にいただくということになります。

それから、国保固有の指標の中の指標4番と指標6番がございましてけれども、ここの中には具体的にまだ項目が多数ございます。この中で半分ぐらいはいろんな形でできておりますけれども、まだ半分は今後連携しながら進めるべき部分もございまして、それを完全にできた場合は満額的にももらえるという部分でございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○5番（高橋信広君）

わかりました。

あと検討すべきところで歯科疾患についてですけど、今の段階で大体どういう方向でやられるかというところを少しお聞きしたいんですが。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

歯科健診は、生涯にわたって歯や口腔の健康を保つための健診でございまして、これは来年度に向けて前向きに検討しているということでお答えをさせていただきたいと思っております。

○5番（高橋信広君）

具体化していないということですね。わかりました。

次に、インセンティブについての概要は、課長のほうから一度、厚生常任委員会のほうに示していただきましたけど、あれから時間は大分過ぎましたが、具体的な点数とかそういうことじゃなくて、方向性として何か変わったところとか、それから、概要を少しだけ御説明いただいていいですか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

厚生常任委員会の中でもこういうことを考えておりますということで御説明いたしましたけれども、このインセンティブというのは、やはり健診とか健康づくりについて関心を持っていただく、それによって受診していただくのが大切なことでのインセンティブでござい

す。

中身といたしましては、今、部内でちょっと検討しているところがございますけれども、まずは特定健診を受けていただく、また、がん検診を受けていただく、それ以外にもスポーツ教室、それから、健康づくり教室、介護予防などのいろんな教室に参加をしていただきながらポイントを獲得していただいて、ポイントを獲得された部分での利用券を交付しながら、体を癒やしてもらったり、スポーツというか、温泉とか入浴とか、そういう部分での利用をしていただきたいということで考えているところがございます。

ただ、これも先ほど市長職務代理者副市長が申し上げましたとおり、毎年、検討すべきこととございますので、やり方については毎年考えていきたいと思っているところがございます。今、検討中でございます。よろしくお願いいたします。

○5番（高橋信広君）

もう一つ、これはスポーツ関係もこの中に加わっていただいているみたいですが、スポーツ振興課のほうとしては、例えば、どここの大会とか、そういうのが具体的にあるんだったらちょっと教えてください。

○市民課長（栗秋克彦君）

現在検討中の中にどのスポーツを入れるとか、どの介護予防を入れるとか、どの健康教室を入れるというのは、今後、具体的に決めていくところとございますので、よろしくお願いいたします。

○5番（高橋信広君）

あと、データヘルス計画のことなんですけど、これは策定されているということでしたので、ちょっと調べたんですけど、特定健診等実施計画というのがデータヘルス計画ということで理解しておけばいいんですか。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

平成30年度からのデータヘルス計画ですが、現在、策定中とございます。（「いや、今あるやつ」と呼ぶ者あり）今あるものですか。今もございます。平成25年度から平成29年度までのデータヘルス計画はございます。

○5番（高橋信広君）

ということは、これは公表されていないですね。（発言する者あり）はい、わかりました。

この件については、まだ煮詰めておられるので具体的な話はできなかったんですが、今、前倒しで幾ら獲得できたんですか。

○市民課長（栗秋克彦君）

前倒しで、平成28年度にお金が来ております。その金額は、11,400千円ということになっ

ております。これは全国150億円の配分でございます、県下では上位の中に入っております。よろしくお願いいたします。

○5番（高橋信広君）

最後にお聞きしますが……（「済みません」と呼ぶ者あり）

○市民課長（栗秋克彦君）

済みません。交付決定額は11,467千円でございます。よろしくお願いいたします。

○5番（高橋信広君）

前倒しでこれだけとれるということは、今度、500億円という財源からいくと、簡単に言えば2倍以上、単純に言えばですよ、そういう額が入ってくるだろうという推定ですが、その財源を活用して、これからの事業というのは、例えば、先ほどの健康ポイント、インセンティブとか、考えとしてはそういうふうになっていくのでしょうか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

この財源については、先ほどのインセンティブとか、歯科健診とか、さまざまな事業を展開していきますので、その財源に使わせていただきたいと思っているところでございます。

○5番（高橋信広君）

このインセンティブについても、最終的に1月ぐらいには多分まとまると思いますが、ぜひ積極的な展開をしていただいて、獲得ということも大切なんです、やっぱり特定健診の受診率を上げたり、結果的には市民の皆様の健康寿命がアップすると、延伸につながるということで取り組んでいただくようお願い申し上げて、この件については終わります。

最後になりますが、交流人口の拡大についてです。

最初に都市交流のほうなんですけど、都市交流の現状というのを少し聞かせていただけますか。

○秘書広報課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

現在、市で取り組んでおります都市間交流につきましては、八女市では地理的、そして歴史的、文化的関係などさまざまな結びつきを契機としまして、都市間交流を展開しているところでございます。

特に国外では、韓国の巨済市とは姉妹都市提携を結んでおります。国内では奈良県の吉野町、こちらとは友好交流都市協定を結んでいるところです。このほかにも、静岡県吉田町を初め、幾つかの都市と交流事業を行わせていただいているところです。

交流事業の内容としましては、公式訪問団の派遣、受け入れを初めとしまして、青少年の交流、文化スポーツの交流、それから、イベントを介しての交流等々の交流を市民の皆様の

御協力を得ながら行っているところでございます。

○5番（高橋信広君）

今、巨済市と吉野町、吉田町、そのほかというのがちょっとありましたが、そのほかで御検討いただいているとか、今、交渉中とか、そういうところがあればお聞かせください。

○秘書広報課長（馬場浩義君）

現在、特に積極的に展開しておりますのは、先ほどありました巨済市と吉野町を行っておりますけれども、静岡県の吉田町につきましては、姉妹都市、友好都市の提携までは結んでおりませんけれども、私どもの市と吉田町さんとの共通の課題をテーマとした交流とか、そういったものをしておるところです。

ただ、新たな都市と交流を検討しているかというお尋ねですけれども、こちらについては、市としては窓口を広く持ちながら、いろんな可能性を探りながら今現在は進めているところですが、これから新しくどこの市と、町とという具体的な都市は、今、私どもとしては持ち合わせていないところでございます。（発言する者あり）

締結に至っているというところでは、先ほどお話ししたような形ですけれども、今現在、交流させていただいている都市を御紹介させていただきますと、東京都の八王子市さん、それから、南朝の歴史にまつわる熊本県の菊池市、そういったところとは現在も交流をさせていただいているところでございます。

○5番（高橋信広君）

ここは、ほとんどは歴史的な何かのかかわりがあるから交流があると思いますが、ひとつ、筑後国主の田中吉政とゆかりのある愛知県の岡崎市、ここは田中さんの末裔の方がよく展示会等もやられて、岡崎市に対して、将来そういうところと結んでおけば、いわゆる企業の関係とか、やっぱり向こうのほうがでかいですから、今、交流しているところは八女市より比較的小さいので、大きいところと提携されて、そういう経済政策というところをちょっと腹に持ちながら、これはあくまで提案ですが、価値があるかなと思っていますので、御検討いただければと思います。これは検討してもらったらいいです。回答は要りませんので、よろしくをお願いします。

次に、観光のほうなんですけど、福岡県が出しています市町村別観光客数、それから、消費額というのを算出されていますけど、これは具体的に市のかかわりで何か資料を提供されてつくるのか、よく出てくるなという素朴な疑問があるので、これを教えてください。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

それは福岡県のやつですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

毎年、交流人口がどれぐらい入り込み客があるかというのは福岡県のほうで調査されてお

りますので、そちらのほうに提出しておりますけど、消費については、どういうところでそれを把握してあるかというのは、私もちょっと知らないという状況でございます。

八女市の中で消費されている額ですかね。（「大体30億円程度あります」と呼ぶ者あり）30億円ですか。それは、うちのほうから県のほうに資料は出しておりません。

以上です。

○5番（高橋信広君）

今、観光客は、入り込み客のほうは市から出されているということでしたね。この入り込み客というのは、逆に市のほうはどうやって把握されていますか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

毎年1回調査がありますので、例えば観光施設、そこのドアのところにカウンターをつけておる場合はその数とか、レジを通過された方はその数とか、祭りとかは大体どれぐらいの方が来ていただいておりますとか、例えばゴルフ場とか、いろいろなところに交流で入っていただくところの企業というか、観光施設ですね、そういうところを含めたところで全部調査をします。その合計数が入り込み客ということになります。

以上です。

○5番（高橋信広君）

わかりましたけど、これは延べという捉え方じゃないと無理ですね。そういうことですね。延べ数という認識でおります。

今、計画では、平成25年が209万人を平成32年に270万人ということで目標を持っていただいております。これをやるには相当な御苦労というか、施策を打たないとできないような気がしていますが、これという施策をお持ちでしたら、ぜひ御紹介ください。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

八女市は、先日も申しましたとおり、観光地といっても、京都とか奈良とか黙っていても人がどんどん来るような観光地じゃございませんので、情報を発信していくことが非常に重要かと思っております。

その中でずっと取り組んでおるのが、御存じのとおり、体験事業とかバスツアー事業、それとオルレ事業とかも、今、年間3,000人ぐらい来ていただいております。地道に魅力的な八女市ですよということをずっと発信して、来ていただく。そのことが一番大事かなと思っております。

それともう一つ、今から特に大事なものはインバウンド対策ですね。外国人の方がかなり来て、年々増加して、4,000万人を目指すということでもありますので、どういう国の方が八女

市に来ていただけるのかというのを今ずっと調査しておりますので、外国人がインターネットとかで情報を得て来ていただく、そういうことが今後、非常に大事になるかと思っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

あと消費については、一般的には、これで割り出すと1人当たり一万四、五千円、現実には多分そんなにっていないような気がするんです。それにしても、ここは価格を上げるというか、1人当たりの消費額を上げるためには、どうしてもこれからは宿泊をどれだけふやすかというところが大きなポイントだと思っています。

そういう意味で、今度、八女のコテージを活用する。それから、実は福島地区のほうにも今度、明月荘のほうがやりかえられて、宿泊施設ができますので、そういうところを活用するという事で徐々にふえてきますので、商工観光課としてもそういうところのあっせんをよろしくお願ひしたいと思っています。

最後になりますが、伝統的工芸品月間国民会議 in 福岡ですが、私もこれについては余り詳しく知らなかったんですが、たまたま来年は福岡ということで、ぜひ伝統工芸品のPR、そして、できれば販売につながるということが一番の趣旨です。

ただし、福岡でやる、10万人程度来られる方々を引っ張り込んでも、伝統工芸品を見ながら観光につなげるという施策を今から手を打っていただいて、交流人口の拡大につなげていただきたいということで、ちょっとテーマに取り上げさせていただきましたけど、1年近くございますので、今からじっくり検討していただいて、県との交渉が大きいとは思いますが、ここについて、今の段階で具体的な計画というのはまだまだなんでしょうけど、イメージとしてどういう——要は、マリンメッセで本体としてやる。では、こっちはどういう催事をやるか、その辺のことで今のお考えをお聞かせいただけますか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

第35回伝統的工芸品月間国民会議全国大会ということで、来年の11月1日から4日にかけてあります。1日はアクロス福岡のほうで記念式典、2日から4日にかけてはマリンメッセのほうをメイン会場として行われます。

県と今、この準備委員会ということで進めておりますけど、まず、ことしは東京でありましたけど、福岡マリンメッセのメイン会場がこれの約4倍の面積で、そこをどう活用するかというのが一つ大事なことになります。

3日間そこありますので、うちの伝統工芸品を持って行って、展示販売、また体験、そこでどうしていくかというのがまず決まったら——決まったらというか、それと同時並行で

受け入れのほうをどうするかということになりますので、今、産地組合の理事長さん、また、伝統工芸館のほうとしっかりその辺を打ち合わせしながら、1カ月ぐらいの長い期間、そういう企画展を行って伝統工芸館のほうに足を運んでいただくと。

県のほうも、産地ツアーということでバスツアーとかも組んでいただいて、今、その調査をしていただいていますので、うちのほうでどういう受け入れができるかというのを検討している段階でございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

最後に、部長に聞いておきたいと思います。

この観光事業というか、交流人口をどうふやすかというところで、部長の今のお考えとすり合わせをしながら、コメントいただければと思います。

○新社会推進部長（松尾一秋君）

お答えいたします。

観光を基幹産業化するというのが一つの国の政策でもありますし、本市においても、そこに着目をして事業を進めていかなければならないと思っています。

基幹産業にするためには、市がイベントを打ったり、お金を出すだけでは基幹産業は育たないと。いわゆる観光を担う事業者が稼いでいく、もうかっていくと、そういった仕組みをつくっていくと思っていますので、この間、ことしが4年目で来年は5年目ですけれども、アクションプランに基づいてさまざまな事業をやってまいりましたが、来年度はしっかり見直し、再検討をして、稼げる地域をつくっていくといった視点で今後は構想していくのがいいのではないかと考えているところです。具体的には、しっかり検証をして検討していくということになると思います。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

ありがとうございました。

以上3点、終わりましたので、まとめに入ります。

私は、今が八女市の未来を左右する一番重要な時期じゃないかと思っています。それは、本庁舎あるいは公立病院の案件を含めて、どのような八女市を目指していくのかということをも明確にして、八女市の姿、方向性を打ち出して、若い世代や子どもたちに希望を与えることこそが私たちの使命であると思っています。

そのような意味でも、市長のリーダーシップが重要になってきます。三田村市長の一日も早い復帰を祈念申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

5番高橋信広議員の質問を終わります。

11時30分まで休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

24番松崎辰義議員の質問を許します。

○24番（松崎辰義君）

皆さんおはようございます。日本共産党の松崎辰義です。今定例会の最後の一般質問となりました。傍聴者の皆さん、早朝より大変ありがとうございます。最後まで、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、さきの通告に基づき一般質問を行います。質問項目は、子どもの貧困対策と環境問題の2点であります。

まず、子どもの貧困対策についてであります。今年度から八女市子どもの貧困対策推進計画をもとに、子どもの貧困対策が進められております。この対策を実効性のあるものとして進めるためには、各年度、また、5年後の数値目標をきちんと掲げて取り組むべきではないかということをおし上げてきました。

市としても、先進地等に学びながら、なるべく早い時期にそういうふうにしたいたいとの考えを述べられました。今年度もあと3カ月余りとなりましたが、現在の進捗状況と今後の取り組みについて、どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、具体的な対策として、4点についてお伺いをいたします。

まずは保育料の問題であります。

さきの衆議院選挙において、政府は幼児教育、保育の無償化を掲げていました。まだ正式にどうするとは聞いておりませんが、これらを考慮して、今後の保育料をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、子どもたちの医療費の問題であります。

昨年、県は子どもたちの医療費を支援することを決めました。よって、八女市においても、小学生については通院も一部負担はあるものの、無償化が昨年10月から始まりました。私たち日本共産党は、高校生まで通院を含め無償化を求めてきましたが、今、子どもの貧困対策を進める中で、子どもの医療費の無償化の拡充が求められております。今後、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、給食費の問題であります。

これまでも給食費の無償化を求める声は幾度となく出され、それぞれの議員からも一般質

問の中で教育委員会に質問がなされてきました。今回、八女市子どもの貧困対策推進計画の中でも検討課題として位置づけがなされました。教育委員会としての今後の考え方についてお伺いをいたします。

次に、学習支援の問題であります。

来年度から福祉課において学習支援事業が始まるように聞いております。その内容と教育委員会との連携について、どのように進めていかれるのか、お伺いをいたします。

次に、教育委員会は、子どもの貧困についてどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

といいますのも、18歳未満というくくりを考えても、半分は義務教育の期間であります。また、学校現場は子どもの貧困、親の貧困が一番見えるところであると思っております。これらの状況を共有し、対策を考えることが重要であると考えております。

最後に、環境問題についてであります。

うすま・ふぁーむぱーくの建屋の一部が9月に損壊したと聞きましたが、どのような原因でそうなったのか、においの飛散はなかったのか、どのような対策がとられてきたのか、今月は更新の月でもあります。今後、どのような対応をしていかれるのか、県との協議はどのようになされているのか、これまでの経緯を含め、考え方をお伺いをいたします。

あとは質問席より順次質問を行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

24番松崎辰義議員の一般質問にお答えいたします。

1、子どもの貧困対策について、(1)現在の進捗状況と今後の取り組みについてという質問でございます。

八女市子どもの貧困対策推進計画の進捗状況につきましては、八女市子どもの貧困対策委員会の中で、関係各課が連携し、計画に掲げております具体的な取り組みに沿って施策を実施しているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、具体的な取り組みの5カ年計画における目標達成と貧困対策における施策のさらなる拡充を図っていきたくと考えております。

次に、(2)保育料、子どもの医療費、給食費や学習支援等、子どもの貧困という立場から、今後どのように考えていくのかという質問でございます。

保育料につきましては、低所得者層の世帯を対象に、多子軽減措置の年齢上限の撤廃に加えて、市町村民税非課税世帯の第2子以降を無償とするなど、負担軽減に取り組んでおります。

子どもの医療費につきましては、乳幼児の通院、入院及び小中学生の入院に係る医療費を無料としております。また、昨年10月からは、小学生の通院に係る医療費についても一部助成を行っております。

給食費につきましては、要保護、準要保護に該当される世帯については、就学援助制度で支給しているところでございます。

学習支援につきましては、貧困が世代を超えて連鎖しないためにも重要であると認識しています。現在、福島校区のみで行われていますが、多くの校区に広げていきたいと考えております。

今後とも、関係部署の連携を密にし、支援体制の構築、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を総合的に推進してまいります。

次に、(3)教育委員会は、子どもの貧困についてどのように考えておられるのかにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に環境問題についてを答弁いたします。

2、環境問題について、(1)うすま・ふぁーむばーくの悪臭対策についての現状と今後の課題についてという質問でございます。

当該施設につきましては、台風18号が接近した9月17日に屋根の一部が崩落したことから、(259ページで訂正)約2カ月間にわたり、廃棄物の受け入れを停止していました。その後、復旧工事を実施し、11月17日に完了したため、翌週より徐々に受け入れを始めています。

この間、市といたしましては、事業者及び県に対し、復旧工事に関する情報提供を求めるとともに、工事中の悪臭飛散防止対策の徹底等を要請してきました。また、当該施設は、本年12月15日が産業廃棄物処分業の許可期限となっているため、先般より県に対し、許可更新の際の悪臭防止対策強化を要望しているところでございます。

今後とも、当該施設の稼働状況や周辺地域での調査を継続的に行いながら、地元団体とも連携して取り組むとともに、引き続き許可権限者である県に対し要望してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（西島民生君）

24番松崎辰義議員の一般質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策について、教育委員会は、子どもの貧困についてどのように考えておられるのかのお尋ねでございます。

平成26年8月に、子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定され、貧困の世代間連鎖の解消という基本的方針が定められました。現在、教育委員会では教育的支援として、貧困の連鎖を断ち切る学校の役割をキーワードに、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策の推進、教育費の負担軽減等について支援を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○24番（松崎辰義君）

子どもの貧困対策の推進として、3月に子どもの貧困対策委員会で計画書の共有を図ったとありましたけれども、その後、この貧困対策委員会、庁舎内の委員会ではありますが、何度

開かれたのか、それから、管理をしていくところとして、子ども・子育て会議を年2回開いて、ここの中で推進を図っていくということも以前述べられましたが、この会議が何回開かれたのか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

子どもの貧困対策委員会でございますけれども、今年度7月に1回開催をしているところでございます。

その貧困対策に対する評価については、子ども・子育て会議で評価をしていくということでお話をさせていただいておりますけれども、まだ、今年度からの実施ということで、本議題については策定をしたというところまで子ども・子育て会議のほうに報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

今、4月に1回と言われましたが、前の議事録を見ますと、3月に子どもの貧困対策委員会で計画書の共有を図ったと書いてありましたが、これは4月の間違いなんですか。3月、4月、両方開かれたのか、今、1回と言われたんで、このところを少しはつきりさせてください。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

3月時点の対策委員会につきましては、策定に伴っての会議で、関係機関に集まっていた内容を確認いただいたところでございます。今年度に入りまして、7月——申しわけございません。4月じゃございません——7月に対策委員会を1回開きまして、その後の目標設定等について協議を進めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

7月に1回開いて、先ほど来言われますように、私も何度も申し上げてきましたが、目標数値について協議をしている、これの会議の内容としてはどういうふうになっているのか、そして、今、その目標数値というのはどういうふうに進められているのか、実際のところ、数値が上がってきているのか、上がる要素があるのかどうか、その点、今、どこまでその数値目標というのが進んでいるのか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

委員会開催後、その後、ワーキンググループ、いわば係長クラスでの会議でございますけ

れども、それぞれの現在取り組んでいる取り組み、さらには今後必要な取り組みについて、5カ年後の計画を今精査しているところでございます。具体的には、どう充実ができるのか、どう拡大ができるのかというところで、全ての取り組みにおいて5カ年後の計画を立てる予定でございます。

さらには、目標数値という形で、前議会でも目標の数値が必要ではないかとおっしゃっていただいた内容でございますけれども、具体的な取り組みとして大きく5本の柱があると、支援体制から教育、生活、就労、経済的支援という形で大きな5本の柱がございますけれども、それぞれの取り組みにおいて具体的な取り組みをどう充実ができるのか、いわば支援ということでは、支援をして自立していただくということで、どう支援体制を充実していくのか、何回やっていくのか、そのためにはどう支援の相談室であったり、福祉のほうの自立支援の相談とかがございますけれども、どのような形で相談件数をふやしていくのかというところの論議を現在進めておりまして、それぞれの取り組みの5カ年後の数値の目標、さらには柱ごとの取り組みの目標というのをその取り組みの中から精査させていただいて、今後の委員会の中でまた論議していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

今、各部署でそういう検討がなされているということでしょうから、それをいつ取りまとめられて、そして、それぞれ5カ年計画の中で、毎年それをどう報告していくのか、どこに報告するのか、1つは、子ども・子育て会議にはきちんと報告をしなければならないし、また、できますれば、やっぱり我々議会のほうにもそういう状況を報告していただきたいと思うんですが、まず、いつまでにその取りまとめをされて、その報告というのはどういう形でしょうとされておられるのか、考えておられるのか、その点についてお伺いをいたします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

先ほど申し上げた5カ年の目標、さらにはそれぞれの柱の目標数値というのは、年度内には一回推進委員会を開催いたしまして、その中で論議を進めていきたいと考えております。

さらには、各年度の初めには、それぞれの年度の取り組みの柱と申しますか、そのようなやつも設けながら、後でまた論議が出てくるかと思っておりますけれども、学習支援の問題が大きく来年度に取り組みされるということであったりとか、医療費の問題であったりとか、保育料の問題、そこら辺の大きなところを重点項目という形で掲げながら、推進委員会の中で論議をして、そして、関係各課、いわば貧困に対する意識づけと連携を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

今年度中に取りまとめをされることはわかりましたが、それをどういう形で報告されるのか、それについてはどのように考えておられるのか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

具体的な推進委員会での報告になっていこうかと思えますけれども、まずは子ども・子育て会議のほうでの論議を先にさせていただいて、その後に市長への報告という形で取りまとめをやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

だから、それをいつ報告をどのようにされるのか、一番大事なのは、やっぱり5カ年計画を進める中で、各年度ごとの報告、どこまでできたのか、これからどうするのかというのをきちんと報告することで、さらに進むんであろうと思うわけですね。

ですから、その論議して計画をつくられる、そして、今年度どこまで行ったと、来年度どこに向けて行くのかという報告をきちんとしていただきたい、そして、それをできれば年度内に報告していただきたいと思いますが、その取りまとめが年度ぎりぎりになれば新年度になるのかもしれませんが、新年度当初でも構いませんけれども、その報告をきちんとやっていただきたいと思うんですが、それを今の考えの中で、いつまでにしようと考えておられるのか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

この子どもの貧困対策委員会を2月には開催して、目標数値の設定ができればと思っております。さらには、今年度の実績も含めて、3月には子ども・子育て会議を開催いたしますので、その中で論議をして、最終的には取りまとめをやって、報告をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

ということは、3月に子ども・子育て会議に報告をして、さらにそれをまとめて報告するということになるわけですね。ということは、3月末か4月ぐらいには報告ができると思いますので、ぜひ、そういうことをきちんとやっていく中で、実効性のある子どもの貧困対策を進めていただくことを強く要望しておきたいと思えます。

次に、それぞれ出しておりました各課題について質問させていただきますけれども、まず、保育料の問題です。

今度の総選挙におきまして、政府は子どもたちの保育含めて無料化を進めるんだと言って

おりましたけれども、今、いろいろ新聞等、またニュース等で見ますと、3歳児から5歳児までを2019年4月より進め、あとは——いろんなことが書かれておりますので、はっきりはしませんが、いろんな問題は来年の夏ぐらいまでには決めたいというふうな状況だと聞いておりますが、それを受けて、保育料のさらなる軽減、やっぱり一番大事なところだろうと。無料化になれば、じゃ、そこで余ったという言い方はおかしいですけども、そこに出していたお金をどう回していくのか、さらなる軽減をどういう形で進められようとしているのか、まだはっきりはしませんが、でも、その方向性は大体決まっておりますので、それを受けて、八女市としてはどういうことを考えておられるのか、お願いします。

○議長（川口誠二君）

お諮りいたします。

このまま松崎辰義議員の一般質問を続けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

保育料につきましては、今、議員がおっしゃいましたとおり、国のほうが消費税の引き上げを検討しておるということで、おおむね来年の夏場ぐらいには、その方向性が見えてくると理解をしているところでございます。

それまでに向けまして、毎年度、国の基準というのが発表されるんですけども、おおむね1月ぐらいまでには来年度の徴収基準額が見えてくると思っているところでございます。

現時点で、平成29年度でございますけれども、国の基準に対しまして、平均ではございませぬけれども、八女市では35%前後の負担軽減を実施しているところでございます。じゃ、次年度についてはどう考えていくのかということなんですけれども、その1月に発表されます国の基準を待って、その後に軽減の素案を決定して論議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに貧困対策としてどうやっていくのかということも一つの大きな課題でございますので、原課としては階層が低いところの軽減率のアップの検討が必要ではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

これは、国の動向を見なければ、なかなか今どうだということは言えないだろうけれども、基本的な考え方として、今言われるように、貧困世帯についてさらなる軽減を考えていかれ

るということですので、そういう部分に大いに期待をするところですので、どうかやっぱりこの貧困対策を軸に、そういった部分のさらなる拡充、1月にそういうものが出されて、来年になればもう少しはっきりするだろうと思いますので、ぜひそういう考え方のもとで進めていただけることを要望しておきたいと思います。

次に、子どもの医療費ですけれども、現在、小学校については通院の無償化——一部負担はありますけれども——無償化は、各自治体のほとんどがやっているような状況だと思いますが、今後、我々としては高校生までいかに無料にしていくかということもありますけれども、当面、やっぱり中学校までどうするかという課題が今あるんだろうと私たちも思っております。

今、中学校の通院、一部負担もあると思いますが、無償化を行っている自治体は福岡県内にどれぐらいあるのか、その点についてお伺いします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

昨年の10月に、福岡県のほうで子ども医療の関係の改正が行われまして、福岡県も随分変わってきておるところでございますが、平成29年度に入りまして、今現在の中学生までの通院医療費を拡大している団体につきましては、福岡県で60団体、市町村でございます。市が8団体、それから、町村が17団体、合わせて25団体が中学生まで拡充をしているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

25団体といたしますと、大体41.6%、半分ちょっと切れていますけれども、かなりの自治体が今、中学校まで通院を無償化——一部負担は先ほどから言っておりますようにあります——やっているということで、ぜひそういった方向も考えていただきたいと思うんですが、もし八女市でこれを実行した場合、どれぐらいの予算が必要なのか、試算がありましたらお願いします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

これはあくまで概算でございますので、その年度によって、いろんな病気とか、インフルエンザ等が出てきましたら、まだ上がってきますけれども、うちのほうで試算しておりますのは、小学校も一部負担がございますので、その考え方と同じにいたしまして、中学生の医療費、通院部分ですね、概算25,440千円と見ております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

思ったより少ないなというのが今の実感ですけれども、以前聞いたときは物すごい額だったというように覚えております。別に25,440千円が少ないというわけではないし、時期によって、さっき課長が言われたように上がったり下がったりは当然していくわけですから、概算でこれぐらいだろうということですから、八女市においてもやれない数字ではないなというのを今思っているところですが、どうですか、市長職務代理者副市長、この方向というのは、来年度からぜひ前向きに検討をお願いしたいなと思いますが、市長職務代理者副市長としてはどのようにお考えなのか、お願いします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

お答えをいたします。

子どもの貧困に対する取り組み、これについては非常に大事なところだろうと私たちも理解をいたしております。個々の課題をずっととっていけば、どれもこれも大変大切だろうと思いますけれども、議員も御存じのとおり、八女市としましても、定住政策も人口減少対策としてやらなくちゃならない、子どもの貧困もやらなくちゃならない、それと、今回の一般質問でも御案内のように、多くの要望等がされておる状況でございます。

国からの交付税も、多分、3%から5%ぐらいは来年度も削減される見通しじゃないだろうかと思っております。そういった中で、やはり、今はやりますとかやりませんかと言われても、財源の問題もありますし、緊急の課題は何なのかというところも優先しなくちゃならない。

今御指摘のこの件については、他市町村ではもうやっているという事例もございますので、そういうところを踏まえまして、きょうはどうのこうのとは言いませんけれども、検討する一つの値になるのではないだろうかと思っておるところでございます。

○24番（松崎辰義君）

現在の段階では、まだやりますということはなかなか言えないだろうと思いますが、もう金額的にも25,000千円程度、やれない数字ではないと理解をしておりますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思いますが、これはまだずっと先の話になると思います。もし来年度できても、すぐということではありませんが、やはり18歳未満まで無償化ということ考えたときに、今、福岡県内では4自治体がやっていますね。飯塚市、古賀市、桂川町、みやこ町、子どもの貧困ということ考えた場合に、いつも言われますように、18歳未満を対象として子どもの貧困対策をするわけですから、これはまだ先の話だろうと思いますけれども、そういうことも視野に入れて、今後ぜひ考えていただくことを強く要望しておきたいと思っております。

それから、給食費の問題ですけれども、先ほど要保護、準要保護、これについては給食の無償化ということで、今、軽減を図っていると。無償化を全体的にやれば、たしか約250,000

千円程度要するというふう聞き覚えがあるんですが、それがすぐできるとは思いませんけれども、やはり全国的に見れば給食費の無償化もいろんな形で始まっているのが現状だろうと思っております。

ですから、例えば、お子さんが3人おられる、2人おられる、で、第2子目から、第3子目からは無償化をするというような検討ができないものか、その点についてお伺いをいたします。

○教育次長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

給食費の件については、従来から御質問には就学支援のほうで補助を出しているとずっと回答してきています。今、御指摘いただいた兄弟関係等で、第3子からとか、2子からとかいう部分では、ちょっとまだ委員会の内部でも検討していませんでしたので、少しお時間をいただいて、調査等をさせていただければと思います。

○24番（松崎辰義君）

給食費の無償化については、いろいろ今までも各議員言われましたけれども、なかなか厳しい問題、財政的な問題も含めて簡単ではないということはわかっております。ですから、私は先ほど来出ておりますように、要保護、準要保護が給食費については無償ですから、この基準を、1.3倍を1.5倍にしてくださいというお願いをしてきましたけれども、なかなかそれも厳しい状況の中で、やっぱり何らかの施策を、どうするかというところで、できれば第3子、第2子、そういうところの無償化を考えていただければということで提案させていただきましたけれども、今、次長のほうから、今まで考えていなかったのが今後検討したいと申されましたので、ぜひこの点についても考えて結論を出していただくようお願いしておきたいと思っております。

次に、学習支援の問題ですけれども、先ほど申し上げましたように、教育委員会としては中山間地を中心に寺子屋事業、そういうことで子どもたちの学習支援を行っておられます。非常にいいことだろうと思っておりますが、子どもの貧困を考えると、中山間地はそういうものがあるけれども、旧八女市内を中心として、そういったものがどう構築されていくのかということ常々考えておりましたが、来年度から福祉課が学習支援事業、委託事業になると聞いておりますが、こういう事業を始めるということで、どこか今現在で該当するところはお聞きしましたら、土曜クラブがあるということは聞いておりますが、そのほかは今のところない。

内容的にいろいろ聞きますと、非常にハードルが高いなという感じがしております。まず、個人ではできない。NPO法人、それなりに組織立って定款を持っているところ、なかなかそういうところで、じゃ、できるのかということでは、小回りが大変問題であると思えます

ので、そういうハードルをどう下げていくかということも今後の一つの課題だろうと思いますし、今現在、私も福祉課のほうと話をし、ある人を介して何とかある地域でできないかという話をさせていただいておりますけれども、やっぱりこれをどう克服していくかということでは、一定行政の力が必要なんではないか、それとあわせて教育委員会との連携が必要なんではないかなと思っておりますが、このままではなかなか普及が困難ではないかなという感想を私は持っておりますが、今後、これを普及していくために、福祉課としてはどのようにお考えなのか、まずお願いをいたします。

○福祉課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

国の補助事業であります生活困窮者自立支援事業による子どもの学習支援事業につきましては、今回、八女市としては初めて申請を行おうとしている事業でありますけれども、この事業につきましては、前回の9月議会のときに、同僚議員の一般質問の中でも積極的に取り組んでいきますとお答えをしておりますので、福祉課が主体的に取り組んでいきたいと考えております。

ただ、先ほど議員も申されましたように、これが国庫補助事業でありますので、クリアしなければならないハードルが非常に高いという問題が一つございます。現在、既に学習支援をされているチャイルドサポートネットワークにつきましては、恐らくここにつきましては認められるだろうと思っておりますのでございますけれども、別の校区において現在検討されているところにつきましては、まだその検討の余地が残っているところでございます。

具体的には、この学習支援事業を行う学習支援につきましては、社会福祉士、それから精神保健福祉士、教員免許、社会教育主事、それらのいずれか資格を有する者か、同等の資格を有する者とされておまして、また、学習塾等の職務経験を有する者であることが望ましいという条件がつけられております。ですから、それらをクリアするために、どこまでだったら丸なのか、最低限どこまでだったらどうなのかということ、引き続き県とうちのほうで交渉していきたいと思っております。

その資格の問題でありますけれども、例えば、支援者の中に教職員のOBの方がおられるれば、その条件はクリアすることができますので、そういった校区の中におられる教職員のOBの方に対して呼びかけをしていただくなど、そういった面で教育委員会との連携を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

何でこういうことを言うかといいますと、私の知り合いもそういう仕事をしたいと言ってこられて、今、福祉課との話もやっているところですが、議会報告会の折に、ある退職教員

の方が、実は自分も地域でやっていると言われました。ですから、その地域ではほぼ毎日のように行われているんだなど。ところが、じゃ、その人たちがすぐにこういう支援事業にのっかれるかという、そう簡単ではないというのが問題なんです。

ですから、人材はいても、それがなかなか、それをクリアするためにどういうことをしなければならぬのかというところで、やっぱりここが行政の頑張りどころというか、そこをどう克服していくかという点については、市民の皆さん各個人ではなかなかそこが厳しいというか、難しい。そこにやっぱり行政の介入で、そこをどうクリアしていくかということと一緒に考えていかなければならないと思いますし、我々議員もそういう部分と一緒に考えていく必要があると思っております。

1つは、その地域の組織と連携してということもありますが、全てそういうことが可能かという、なかなかそれをクリアするために、じゃ、できますよということはそう簡単ではないと私は思っております。ですから、そこをどうしていくかということを一歩、必ずしもこの事業だけではなくて、八女市独自でそういったことも考えられないのか、もう少しハードルを低くして、当然、子どもさんを預かるという点では、やっぱり安全性というか、安全の確保をどう確立するかというか、そういうことも必要ですけれども、もう少し小回りのきく、そして、気軽に——気軽に言ったら語弊がありますが、そういうことができる体制も今後考えていかないと、これに当てはまることはかなり難しいんじゃないかと思いますが、その点、福祉課としては今後どう考えられるのか、また、教育委員会として、そういう部分を何か考えられないのか、両方にお伺いしたいと思います。

○福祉課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

現在、福祉課におきましては、先ほど言いました生活困窮者自立支援事業によります学習支援事業のほうをやっと本年度から検討に入った段階でありますので、現在はこの事業を積極的に推進していこうと考えておりますので、要件等がなかなか厳しいものがあるということにつきましては、まずはそれを解決できるように努力をしていきたいと思っております。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

教育委員会の支援でございますけれども、先ほども議員おっしゃいましたとおり、寺子屋事業、もう一つコミュニティ・スクール事業というのがございますけれども、このコミュニティ・スクール事業の中で、学習支援といったこういう支援も取り入れていきたいと考えております。

○24番（松崎辰義君）

私も、コミュニティ・スクール事業を三河で今考えて、学校側と協議して、一応進めよう

という方向でやっておりますが、まだコミュニティ・スクール事業を完全に理解しておりません。

コミュニティ・スクール事業の中で学習支援となると、具体的にどのような形で支援をしていけるのか、その点お願いします。

○教育次長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

現在、コミュニティ・スクール、3校区ですね、推進というか、実際に運用を始めているところで、具体的にまだコミュニティ・スクール、3校区の中で学習支援に当たる部分が設置されているわけではございません。議員おっしゃるように、コミュニティ・スクール自体をスムーズに運用していくという部分が、地域のほうと一緒にやってという部分が先になってきております。

ここのコミュニティ・スクールの運用がある程度軌道に乗った段階では、コミュニティ・スクールの中に地域学校協働本部という組織が一つですね、地域のほうで具体的に動いていただく組織が必要になってきますので、その中に学習支援の部会を担当というところをつくっていただくと、そこで、あとは学校側も含めた形で、教育委員会も含めてですけど、指導者とか、そういった部分も含めた形での運用となってくるのではないかなと考えております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

例えば、コミュニティ・スクール事業で、地域でそういう学習指導、地域の中には先生のOBもいらっしゃいますから、当然そこら辺の方々の協力も得ながらやろうとしたとき、これは今やろうとしている福祉課の学習支援事業にのっかることができるのかどうか、その点お願いします。

○福祉課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

要件等が満たっておれば、十分補助事業のメニューとしてのせることはできると考えております。

○24番（松崎辰義君）

コミュニティ・スクール事業も今年度から努力義務ということで、一步前進したと思っております。ただ、それを押しつけるというわけにはいきませんが、やはりどう推進していくかの中で、こういう事業がまた一つ立ち上がることで新たな展開ができる可能性もあるのではないかと思いますので、そういう部分でコミュニティ・スクール事業の推進、ぜひ教育委員会を中心にやっていただければと要望しておきます。

それから、教育委員会、子どもの貧困をどう考えるのかということでは、いろんなことを実際に教育委員会はやっていただいておりますし、特に今年度から八女市奨学会の数も倍にふやしていただいて、特に義務教育を離れてから、実際にもらうのは高校生になってからですから、義務教育を離れた中でのそういった事業も拡充していただいたということでは、非常に努力をしていただいているという認識は持っております。

ただ、先ほども登壇して申し上げましたように、やはり子どもの貧困が一番見えるところだろうと、親の貧困含めてですね、学校というところはそういうところだろうと思っておりますので、そういう部分の状況をどう共有していくか、そして、そういう提言も教育委員会からぜひこの子どもの貧困対策の中に行っていただく、そういうことをやっていただくことが非常に大事ななと思っているところです。

具体的な問題として1点だけお伺いしますけれども、ことしの3月議会で入学準備金の問題で、要保護世帯については倍額になると、中学校については3月に支払うということです。倍額といいますのは、小学校で倍額になって40,600円、中学校で47,400円と聞いております。これはもう全額支払われたのかどうか、お願いします。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

今の平成29年度からの増額分ですね、これは支払われていると聞いております。

○24番（松崎辰義君）

その折に、じゃ、準要保護についても一般的には要保護に準じてということですが、これについては自治体の裁量であるということで、そのときは検討すると、協議をしていくと当時の学校教育課長が答えられましたけれども、その後、どういう協議がなされて、どのように今考えておられるのか、お願いします。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

新入学児童生徒の学用品費についてでございますけれども、これは子どもの貧困対策推進計画の中にも、計画の基本方針の経済的支援で、要保護、準要保護児童生徒の就学援助費が位置づけられております。このことで教育委員会のほうでも検討いたしましたけれども、新入学児童生徒学用品費の増額については、今後、ここに位置づけられているということを踏まえて調査研究を行いたいと考えております。

○24番（松崎辰義君）

今、調査研究をするということで、まだ決められていないということですよ。もう12月で、3月には準備が必要なところですが、いつまでに結論を出されるつもりでしょうか、お願いします。

○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

今の入学祝い準備金ですね、その件でございますけれども、八女市は入学祝金制度という制度をつくっております、それで小学校入学時に30千円、中学校入学時に50千円という他市にない、そういうみんなおめでとうという制度をつくっております。これは大変喜ばれているところでございますけれども、一応そのことも念頭にありまして、八女市教育委員会としては、その入学の準備のための部分ですね、その種目については今まではしていなかったわけですが、今、課長が申しあげましたように、八女市子どもの貧困対策推進計画の中に、8番目ですかね——の中に要保護、準要保護児童生徒を援助していく事業ということで明確に位置づけられております。そのことを踏まえますと、何らかの調査研究をしていく必要があろうと思っております。

それはいつまでかということでございますけど、しばらく時間をいただきたいと思っております。

○24番（松崎辰義君）

なかなか歯切れの悪い答弁ですけれども、いろいろ調べますと、小学校の入学時で100千円から150千円、中学校で大体100千円程度は必要だと、インターネットなんかで調べますと、そういうふうに書かれております。ですから、要保護、準要保護世帯として、言われるように入学祝金30千円、50千円というのは非常に助かっておりますし、そういう声も実際によく聞きます。そうだと思っております。しかし、それでは足りないのが現状なんですよ。

そして、問題は、要保護は倍額になった、準要保護も、いわゆるいつ要保護に陥っていくのか、そういう心配もあるんですね。というのは、いろんな書物を読みますと、ちょっとしたアクシデントで貧困世帯に陥る可能性というのは、今の社会の中では十分考えられると書かれております。

ですから、やっぱりそういう部分を考えること、そして、今言われた要保護、準要保護の位置づけを考えるときに、これは緊急の課題ではないかなと思うわけですね。ですから、いつまでに結論を出しますかというのは、もう待ったなしの状況だろうと思っております。せつかくこういうものについても教育委員会の努力で3月支給ということでしていただきました。小学校も中学校も3月支給に今度からなりますよね。そういう部分で、やっぱり保護者に対しての非常に手厚い支援だと私は思っております。そういう意味からしても、早急に考えて、前向きに検討していただくことを強く要望しておきます。

最後に、環境問題でありますけれども、先ほど9月17日、台風18号によって、いわゆるうすま・ふぁーむばーくの建屋の一部が損傷した。写真も見ましたけれども、入って行って奥の、何と申しますか、熟成をするというか、産廃のあれをためているところの屋根が落ちたといいますが、そういう状況だったと聞いておりますが、台風18号の被害というものが八女

市においてどういうところに、どういう被害があったのか、18号についてはどのようにお考えか、まずお願いします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

これまで本案件につきましては、議員から御質問がっております。私どもといたしましても、今回の件を含めまして、悪臭被害防止に全力を挙げているという状況でございますが、そういう中、今お話がありますように、屋根が崩落したという事案がございました。これは、先ほど答弁——ちょっと誤解があるようですが、台風18号によって崩落したとは考えておりませんし、はっきり確定されておられません。

そういう状況でございますので、いわゆる原因については、何でそういう状況に陥ったかと、例えば、老朽化ということも考えられると思いますし、ちなみに台風18号につきましては、鹿児島に上陸をいたしまして、ほぼ日本を北上する、四国に上陸し、各地に大きな被害を及ぼしております。特に九州では、宮崎あるいは大分で大きな被害を与えているところでございますけれども、今御質問の八女市については、被害はあっていなかったんじゃないかと認識をしております。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

先ほどの市長職務代理者副市長の答弁と今の課長答弁は若干矛盾するのではないかな。そこら辺は整理してください。

暫時休憩します。

午後0時34分 休憩

午後0時36分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

市長職務代理者副市長より発言の訂正の申し入れがっておりますので、これを許します。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

貴重な時間をいただきまして、大変申しわけございません。

先ほど私が冒頭申し上げました答弁と、ただいまの課長の答弁には食い違いがございまして、誤解を招くような表現になっておりましたので、ここですきっとさせたいと思いますので、よろしくお願いします。

この2番の環境問題について、(1)のところで質問に対してはということで答えまして、「当該施設につきましては、台風18号が接近した9月17日に屋根の一部が崩落したことから」という説明をいたしました。この中で、「台風18号が接近した」という表現を削除いた

します。

したがいまして、「当該施設につきましては、9月17日に屋根の一部が崩落したことから」と訂正しますので、大変申しわけございません。よろしく申し上げます。（246ページを訂正）

○議長（川口誠二君）

ただいまの発言の訂正につきましては、会議規則第62条の規定により、議長においてこれを許可いたします。

○24番（松崎辰義君）

私も台風の影響ではないと思っておりましたので、ですから、要はなぜ崩落をしたのかという原因究明が非常に大事だろうと思っております。

今現状どうなっているのか、操業再開されたということですが、県の指導はどのようになっているのか、地域にどういう説明がなされたのか、それから、においの飛散はどうだったのか、その点、時間が余りありませんので、かいつまんでお願いをしたいと思います。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

先ほどは大変失礼いたしました。今回の経緯につきましては、かいつまんで申し上げますが、9月17日以降、当然のことながら、飛散防止がまずは当面の課題であるということで、速やかに現地調査を行うとともに、県に対し要請を行い、同様に事業者に対しても要請を行ってきたところでございます。その後、9月27日、地元の対策会議にも報告をしながら対応を進めてまいったということでございます。

なお、この間、搬入は停止しておりますので、当然のことながら、悪臭飛散については、現実的にはあっておりません。特に建物内部が、屋根が落ちたから即外気にさらされるということではなくて、内側にもう一層ビニールの層がございますので、その経過もあって、結果的に飛散には至っていないと認識しております。

それから、その復旧でございますが、今、議員御指摘がありましたように、やはり建物の安全性というのは、当然、地元、我々も懸念しておるところでございますので、これにつきましても、県あるいは事業者に対してきちんとした復旧をとということで要請しているところでございます。

その結果、11月17日に復旧をされております。約2カ月間かかっております。それ以降、21日から実質は再開して搬入がされておるということでございます。

それから、搬入されて本日まででございますが、一度に大量の、従前の量を搬入するというのは、実際の発酵状況等、あるいは悪臭の状況等を把握する必要がございますので、徐々に入れていくということで、現在、全体の2割程度をめどに搬入されていると聞いておりま

す。その状況を見ながら、徐々に通常の量に戻していくと聞いております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

先ほども言いましたように、12月が5年ごとの更新の時期となっております。12月15日が期限だと聞いておりますが、この期限、今の状況の中で簡単に更新ができるのかという懸念を持っておりますけれども、この問題について、県との協議はどのようにされているのか、お願いします。更新についてですね。

○議長（川口誠二君）

時間がございませんので、簡潔にお願いします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

県への要請につきましては、9月議会でも副市長のほうから答弁申し上げましたように、8月に直接鎌田副市長が県に出向いて、そういう趣旨の要望をさせていただいております。以降も、当然今回の、先ほどの屋根の崩落の件を含めて、県に対しましてうちのほうから、あるいは部長も含めて県に要請活動を続けております。

そういう状況でございますが、まだ12月15日に向けて、県のほうでどういう手続でどうあっているというところについては報告を受けておりません。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

ぜひ県については、この更新については十分今の状況を把握しながら、また考えていただきたいと思いますが、今の状況の中で更新について含めて、非常に積極的に県のほうにも副市長行っていただきましたので、副市長、今どのように考えておられるのか、最後にお願いします。

○議長（川口誠二君）

もう時間がありませんよ。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

8月から行って、今まで相当な協議をさせていただいておりますので、15日が期限ということで、県との協議も毎日のようにその間までさせていただきたいと思っています。あとは県のほうの回答を、どんなふうになるかでまた……

○議長（川口誠二君）

時間になりました。

以上をもちまして、24番松崎辰義議員の質問を終わります。

1時45分まで休憩します。

午後0時44分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第2. 議案審議を行います。

報告第14号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

今回、聞いてみますと、1人で現場で行かれて、蜂に刺されてアナフィラキシーですか、これが出てということですがけれども、これが大事故になっていませんからいいですがけれども、やはり1人で行くということになると、こういうようなことが今後もあるかもしれません。やはり蜂だけじゃなくて毒虫とか、そういうのもいると思いますので、どういうふう to 今後考えられるのか。今後も1人でそういう作業に出されるのか、どう考えますか、総務部長、お願いいたします。

○総務部長（江崎 順君）

今回、またいつもと対応が異なりますけれども、交通事故の専決処分を出させていただくことになりまして大変残念ですし、申しわけなく思っております。

今おっしゃったように施設管理業務におきましては、作業現場においては、いつでも発生する可能性がありますし、重大な交通事故につながりかねない大きな問題であると認識をいたしております。

事故が発生しまして、こういう事故が起こり得るんだということを職員に認識させるために、この交通事故の概要については、全職員に速やかに周知を行って注意喚起をまず行いました。確かに今おっしゃいましたとおり、蜂に刺された職員が運転せざるを得なかったという状況が今回の問題点だと思っております。

従来から交通事故の関係で、交通事故防止のために公用車に乗るときは、単独じゃなくて複数でということをご指導しておりましたけれども、今回いろいろな業務の都合もあったと思いますが、単独の乗車となって今回のようなケースとなってしまいました。引き続き、複数で対応するというごことを徹底しておりますし、今後も引き続き指導していきたいと思っておりますので、よろしくごお願いいたします。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

確かに行政改革という名のもとに人員を減らされたと。その中でやはり作業班として、こういう1人でということしかできなかったのかなと思いますが、これは本人に原因があるとは言いますけれども、やはり蜂に刺された、そのショックだろうと思いますので、ぜひ今言われたように複数で行ってもらうように、なかなか人員的に難しいかもしれませんが、本人さんのためにも、あるいは市民のために一生懸命頑張ってもらっておる職員のためにもよろしく願いいたします。

終わります。

○21番（森 茂生君）

2点ほどお尋ねします。このアナフィラキシーショックというんですか、これはアレルギーのことだろうと思いますけれども、これは正式にお医者さんがこういう病状だという診察をされたのですか、お尋ねします。

○黒木支所長（井上秀樹君）

お答えいたします。

医療機関、病院から診断書が出ておまして、傷病名として蜂刺症、蜂に刺されたということによるアナフィラキシーショックというような診断書が提出されているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

わかりました。

それから、公用車の損傷は、修理の必要はなかったとここに書いてあります。相手の車は物損が432,180円ということですが、こちらはほとんど無傷なのに、相手がある程度の損害があったということだろうと思いますけれども、そこら辺のところは、こちらの車が大きくて向こうが小さかったのか、なぜこういう結果になったのか、お尋ねします。

○黒木支所長（井上秀樹君）

今おっしゃるように加害者側、公用車については、修理代というのは出ておりません。若干、傷がついていたようでございますけれども、その整備をしている会社、購入先等に相談をしたところ、補修等で費用なしで対応していただいたという状況でございます。

被害車両については、確かに大きな金額になったところでございますけれども、バンパーでありますとか、ヘッドライト、フェンダーですね、そういったものについて原型復旧という形で取りかえを行ったところでございます。そういった部分の購入したり取りつけたり、そういった作業費も含めて、そういう高額になっているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

わかりました。

もう一点だけお尋ねします。この報告第14号の資料の1と資料の2とありますけれども、車両登録番号、1のほうは車両登録番号は片仮名で「クルメー480ーヌー2066」、2のほうは、漢字で「久留米」、そして平仮名の「す」になっています。これは何か意味があるんでしょうか。

○黒木支所長（井上秀樹君）

そうですね、実際は平仮名の「す」がその車のナンバーについている記号になりますけれども、損保会社がこういう表現をしたということでございまして他意があるというか、そういうことではないと考えるところでございます。

○21番（森 茂生君）

損保会社がこのように書いてきたというだけですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）ただ表現の違いということだけで理解してよろしいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものですから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第86号 専決処分について（平成29年度八女市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○18番（三角真弓君）

最初に、衆議院議員の選挙の件でございますけれども、国県の全て補助ではありますけれども、この区分の報酬、立会人等ですけれども、この1人幾らかというのと、職員手当の分ですね、これが1人幾らになるのか。この点を2点お尋ねいたします。

○総務課長（馬場 解君）

まず、報酬の部分でございますけれども、これは期日前、それから当日の投票管理者、立会人等、それから開票のときの立会人、それから管理者、そういった方々がおられますので、金額それぞれにございまして、それぞれの金額、今こちらに持ち合わせてはおりませんけれども、一応延べ234人分、そういった形になっておるところでございます。

それから、職員手当につきましては、投票日当日の投票事務に従事する職員、それから開票に従事する職員、それと、そのほかに選管事務局の職員の時間外勤務手当、そういったも

の相場となっているところでございます。

○18番（三角真弓君）

1人幾らという金額は出せないにしても、かなりの金額が出ているのかなと思っており
ます。

それともう一点、最後の職員手当の内訳の中に、時間外勤務がございますけれども、補正
後また金額が上がっております。かなり過去の質問等で市長への時間外勤務の考え方を尋
ねた経過がございますけれども、人的な配置を考えてでも、やはりこれぐらいの金額が要
るのか。一時は1億円を切っていた時期がありましたけれども、人的配置的な部分で考慮さ
れているのかという点をちょっとお尋ねいたします。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

時間外勤務のことでお尋ねでございますけれども、基本的に人的配置については、業務量
に合わせて配置を行っているところでございますが、今年度につきましては、他市の災害関
係でございますとか、そういう選挙業務もろもろについて時間外が発生をしているという状
況もございます。そういうことで時間外につきましては、不必要な時間外にならないように、
そういう分については、各職場長を通じて指導をさせていただいているところでございま
す。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

これだけの金額が出て、中身はよくわかりませんが、もしわかれば、1時間幾らに
なるんですかね。

○人事課長（原 亮一君）

時間外勤務手当の単価につきましては、それぞれ職員の給料額、それを12月分をしたやつ
を2,015時間で割るというような計算方法になります。それに通常の時間外であれば1.25倍
という形になりますので、それぞれの職員に応じて給料額については変わっていますので、
一律に幾らというのは、この場で数字を持ち合わせておりません。申しわけございません。

○18番（三角真弓君）

平均でもわかればと思ったんですけど、以上で終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第86号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第87号 専決処分について（平成29年度八女市一般会計補正予算（第4号））を議題
といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第87号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第88号 八女市印鑑条例及び八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○24番（松崎辰義君）

何点か質問をさせていただきます。

資料を見ますと、この条例の中で、自動交付機を利用した場合、1部につき50円安くなっておりますが、50円安くされた理由は何でしょうか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

平成28年1月からマイナンバーカードの運用が始まりました。ことしの9月末でのマイナンバーカードの発行件数が、八女市におきましては3,698人、5.7%ということで、県下でも大分下がっておるところでございます。県の普及率が7.9%ということで、それを目標に現在推進をしているところですが、今回のコンビニ交付を市民の方が利用することで、50円差し引かせていただいているところがございます。

現在、12団体、県内で導入されてありますけれども、8団体が既に50円値引きされているところがございます。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

普及率が八女市は低いということで、目標としては県平均まで上げるというのが目標数値としてあるわけですか。

○市民課長（栗秋克彦君）

最終的には、市民全員にマイナンバー交付をしなければならないということがありますが、当面、県内の平均を目標にやっという考え方でございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

聞くところによりますと、通知カードを再発行する場合は500円と。この個人番号カードを再発行する場合は無料だと聞いております。これも普及を促進するための施策でしょうか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

マイナンバー通知カードの当初の発行は無料でございます。それを紛失されたり等で再発行される場合は500円の手数料をいただいているところがございます。

カードにつきましては、今、推進期間ということで、当初に交付される場合は、現在のところ無料でございます。ただ、紛失等によって再交付される場合は800円いただくようになっておるところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

今、推進期間中ということで、何が何でも推進をするんだということだろうと思っておりますけれども、我々が一番心配するのは情報漏えいなんですね。ここに集積された情報が漏えいを

していく。現在も随分そういったものがありますが、情報漏えいについて現在どのような状況か把握してありますか、お願いします。

○市民課長（栗秋克彦君）

今回のマイナンバー制度の情報漏えいにつきましては、国も非常に重要なことで考えております。その中で、これまでは例えば、市町村とか独立行政法人、国民健康保険組合とか税務署等の場合、共通のデータベースを使った中での一元化というのが考えられてきましたけれども、今回のマイナンバー制度の情報につきましては、市町村、例えば、独立行政法人、健保組合、税務署など、個々の情報を必要な場合、照会し、提供していただくということで、ここでの情報をそのまま管理していると、分散方式の考え方になっております。

それから、私どもの情報のやりとりですけれども、現在、私たちの端末は2台配置されておるところでございます。なぜかといいますと、外部との情報を得る場合は、その端末機、それから内部での情報部分はこの端末機ということで、はっきり分かれているところでございます。という中で、やはり情報漏えいというのはあってはならないことですが、国県とも今後連携しながら、情報を得ながら、そういう部分については注視しなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

情報漏えいについて、注意深くやられているということはわかりますが、実際に漏えいはあるわけですね。ですから、情報漏えいがあった場合は、個人情報保護委員会のほうに届け出なければならないとなっておりますが、その数をどのように把握されているのか、お聞きしておるわけです。

○総務課長（馬場 解君）

情報漏えいの件数につきましては、以前も議員からお尋ねがございまして、そのときに私もインターネットで確認をさせていただきました。今は何件かと言われて、その件数をちょっと把握しておりませんが、随時そういった件数はチェックしながら、どういった事象が起こったのかということもあわせて検証しまして、必要に応じて職員に周知したり、そういったことでやっておるところでございます。

○24番（松崎辰義君）

インターネットで調べて、今回の数字は、私の調べたところでは平成29年上半期、平成29年4月1日から9月30日までですけれども、期間に届け出があった個人情報漏えい件数は290件です。290件の中にマイナンバーを含む特定個人情報の漏えい件数は224機関の273件となっております。

重大な事態というのが3件取り上げられておりますが、1点は地方公共団体において、約

250人分の給与支払報告書を紛失、2点目にプログラムミスにより約800人分のマイナンバーカード等の本人確認書類の画像データを削除、3番目に火災による約250人分のマイナンバーが記載された書類が消滅。これは昨年の同時期の発表が49機関、66件でしたので、昨年度に比べて約4倍になっているというのが現状です。それから、マイナンバーの苦情等が平成28年度、1,439件行われております。

こういう事態が現在ある中で、非常に問題の多いマイナンバーカードの問題ですので、やっぱりこういう問題をクリアできるのかというところが一番問題だろうと思っております。いろんな形で出ておりますが、これが普及すればするほど、さらにこの被害というのは拡大すると思っておりますけれども、これについてどのようにお考えか、お願いします。

○総務課長（馬場 解君）

マイナンバーにつきましては、当初からそういった情報漏えいに対する危惧というのが私たちも耳にしております。国のほうでも安全管理措置の基準をガイドラインを定めておりますので、組織面、人的な面、物的な面、技術的な面、いろいろございます。そういったものを確実に実行しながら、情報漏えいを起こさないということでやっているところでございます。

○9番（牛島孝之君）

ここに書いてある自動交付機、これが現在、設置されているのか。あるいはどこまで設置、当然こういう改正案として出ておりますので、自動交付機の設置してあるところ、きょう現在あるのか。あるいは今後、コンビニあるいは郵便局、JAとか、そういうところまで設置するつもりなのか。そのときの交付機の設置費用、これはどちら、当然行政だろうと思えますけれども、現在ありますか、ありませんか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

コンビニ、セブンイレブン、ローソンとか、いっぱいありますけれども、全国では5万3,000店舗あります。市内では25店舗でございます。セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート等ですね、そこに自動交付機というか、コピー機がありますよね。その中に行政サービスということで組み込まれているところでございます。

ここの総取りまとめは、先ほど申し上げました機構という部分で、大もとのコンビニ等、その自動交付機を集約するところがございますので、そことうちは契約をいたします。ですので、JAさんとかがそこに申し込まれたら、自動交付機を導入されて交付できるような形ができるのではないかと考えているところでございます。自動交付機について、うちのほうからはどれだけの費用とかは把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

○9番（牛島孝之君）

コンビニは当然あるだろうと思っていましたけれども、上陽にはできておりますけれども、コンビニがないような地域に、やはり郵便局なり J A なり、あったほうが、同じようなサービスを市民として受けられると。やはり八女市の市民である以上、同一のサービスを受けるのが普通じゃないのかと思いますけれども、全然行政から外れてしまうわけですか、その自動交付機というのは。いかがですか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

残念ながら、矢部村と星野村はコンビニがございませんので、今回の場合、自動交付機は利用できないと考えているところでございます。ただ、日本郵政のほうの一部ですけど、加入されてきておりますので、そこがどれだけ進むかということをちょっと期待したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

役所は窓口は8時半から5時15分、水曜日については7時までとなっているようですが、この自動交付機は同じような時間ですか、何時から何時までと決まりはありますか、いかがですか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

今回の自動交付機の取り扱い時間と日程ですけれども、毎日午前6時半から午後11時まで利用できるようになっております。ただし、年末年始は除くになります。それと、機械の調整の日等は除くことになっておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（牛島孝之君）

残念ながら矢部村と星野村にはありませんというような言葉をお聞きしましたけれども、逆にそういうところこそ行政から郵便局あたりに、あるいは J A あたりに積極的にどうでしょうかという提案をすべきではないかと思いますが、いかがですか。

○市民課長（栗秋克彦君）

取り扱い件数等もやはり本所と支所では取り扱い件数も大分違います。ですけれども、市民サービスを考えた場合は、そういう区分といいますか、利用ができないというのは非常に不便だと考えておるところでございます。今後、郵政省等も通じながら導入できないか、協議をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

先ほども言いましたように、八女市民である以上、同一のサービスが受けられるように、

ぜひ行政からも指導をよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○24番（松崎辰義君）

議案第88号 八女市印鑑条例及び八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

これは個人番号カード、マイナンバーカードの普及を目的に、コンビニ等で住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本などを取得できるようにしようとするものであります。そのため、個人番号カードでしか利用できない自動交付機を使うと50円安く利用できるようになっております。また、再交付をする際、もともと全市民に交付された通知カードは500円かかるものの、個人番号カードは無料で再交付するなど、何が何でも普及を図ろうとする姿勢です。

何度も指摘してきたように、マイナンバー制度については、情報漏えいの問題、なりすましなど、犯罪の温床となることが問題視されています。情報漏えいが起きないような対策を講じると言われますが、先進地の例を見ても、漏えいを防ぐことは不可能だと思います。ことし4月1日から9月30日までの上半期で個人情報漏えい件数は290件、そのうちマイナンバーを含む特定個人情報の漏えい件数は224機関、273件も起きております。これは昨年と比較して4倍にふえております。カードの普及が進めば進むほど、情報漏えいや犯罪がふえることは明らかではないでしょうか。

前にも申し上げましたが、先進地のアメリカでは、2008年の1年間で、なりすまし犯罪だけでも1,170万件も発生をしております。個人のプライバシーが守れない状況の中で、利用拡大を図ることは決して許されることではないと考えます。

政府は来年10月から、旅券事務、預貯金番号、口座名義人の特定、現況確認等に係る事務、医療、介護、健康情報の管理、連携に係る事務、自動車の登録に係る事務への個人番号の利活用を検討しています。情報がきちんと守られない、また犯罪を引き起こす温床となっている中で大きな問題と言わざるを得ません。

このような理由で反対の意を表明して討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号 公益的法人等への八女市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

まず、文言の説明をお願いしたいと思います。公益的法人等となっております。これほどのような団体をもって公益的法人等というのか、お教えてください。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

この条例につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づきまして、詳細については市町村の条例で定めることになっております。

公益的法人ということにつきましては、任命権者が一般社団法人、または一般財団法人、一般地方独立行政法人、また特別の法律により設立された法人、そういうものの総体的を公益的法人ということで、この法律では定義をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

文言はわかりましたけれども、八女市の中にそのような団体があるのか、名称まで含めてよろしく申し上げます。

○人事課長（原 亮一君）

現在、この法律に基づきまして、市の条例につきましては、派遣する公益的法人につきましては、規則のほうで定めさせていただいております。

現在、3団体ございまして、1つが八女市社会福祉協議会、それから一般財団法人FM八女、それから一般財団法人星野ふるさと、以上の3団体ということになっております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

次に、第2条2項の3、地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用、この条件附採用という意味を教えてください。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

お尋ねの条件附採用につきましては、地方公務員は、正規職員に関して採用した場合に、6カ月間の条件附採用ということで、その期間で能力を実証して、6カ月経過後に正式の採用任用となるという地方公務員法の規定によりまして、そういう取り扱いをさせていただいております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

そうなってくると、当然、条件附6カ月間ということですが、これは現職の職員がそういうふうになるのか、あるいは一度やめられた方がなるのか、そういう方が今までどういうふうになっているのか、お教え願います。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

この条件附採用につきましては、新規に採用職員となった場合の規定でございまして、新たに新規採用職員に採用した場合を対象とするものでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

ここに（職員の派遣）と第2条でなっております。職員の派遣というのは、八女市で採用されて派遣じゃなくて、3団体、ここに採用されるという意味ですか。

○人事課長（原 亮一君）

失礼いたしました、説明が不足でございました。

この第2条の規定につきましては、派遣できない職員を規定している条文でございます。先ほど条件附採用職員のくだりにつきましては、いわゆる新規採用で条件付きの職員、その期間については派遣をできないと、対象から外すという規定でございます。

それから、第2号の中に非常勤ということで今回改正をさせていただいておりますけれども、非常勤職員についても派遣が対象ではないということでございます。考え方としましては、そういう条件つきであったり非常勤以外の正規の職員ですね、6カ月を経過した職員についてが市の職員を、先ほど言いました公益的団体へ派遣ができるという制度になっております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

ということは、現職の職員と考えてよろしいですか、お願いします。

○人事課長（原 亮一君）

はい、そのとおりでございます。現職の職員を各団体へ派遣をするという制度でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号 八女市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

文言の違いはわかりますけれども、第12条2項の「在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数」、その次に、第15条の3の3「組合休暇は一の年度につき30日を超えて与えることはできない。」、この年次有給休暇と組合休暇の違い、これを教えてください。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

年次有給休暇につきましては、一般的に労働基準法で規定されております、いわゆる有給休暇でございます。これについては、一般の労働者と同様な制度でございます。

それから、お尋ねの組合休暇につきましては、職員が登録された職員団体に従事する場合のそういう機関の業務に対して任命権者の許可を得て取得できる制度でございます。一年につき30日を超えない期間で休暇が設定されています。この場合の休暇につきましては、給与は減額されるということでございます。先ほどの年次有給休暇は、文言どおり有給休暇でござ

ございます。組合休暇につきましては、その分給料が減額されるという制度でございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

単純に考えますけれども、年次有給休暇を20日取って、組合休暇を30日取るようなことが現実にできるのか、お教えてください。

○人事課長（原 亮一君）

現実には取得は可能だと思っております。ただし、その30日間については、給与は減額されるということであります。しかしながら、この制度は、最近については利用されている実績はございません。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

労働基準法で決まっているこの20日有給休暇、当然、以前は土曜日も開庁していました。完全閉庁土曜日になる前となる後と、この年次有給休暇の20日というこの日数は変わっていないわけですか。

○人事課長（原 亮一君）

その期間に変更はないと存じております。

○9番（牛島孝之君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号 八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

今度の市条例の改正ですけれども、この資料によりますと控除対象配偶者の名称を同一生計配偶者に変更するということのですけれども、この名称変更によって、どのように変わるのか、わかりやすくお知らせをいただきます。

○税務課長（堤 英利子君）

資料2のほうをごらんいただいてよろしいでしょうか。この中で中段に当たりますけど、《配偶者控除・配偶者特別控除の見直し》というところで見直しの内容を記載しております。その下に表がございますが、まず、一番左側にあります縦軸が夫婦で収入の多いほうということで、数の多い人を御主人の収入と考えて御説明をします。また、横側の数字をその配偶者の収入というふうにごらんいただいた場合に、今までの配偶者特別控除には、この縦側の納税義務者、御主人の給与が幾らなのかということとは関係なく、控除ができていたわけですが、今回からは給与収入で12,200千円を超える者から、またそれを所得に直したときに

10,000千円を超える者から配偶者特別控除の控除がなくなるということになっております。

それから、2点目に、横に走っております配偶者の収入が幾らあるかというところになるんですけど、この分が以前までは所得ベースで言いましたときに760千円未満、収入で言いましたときに1,400千円未満の方については何らかの配偶者特別控除が、段階的に控除金額が違いますので控除されていたわけですけど、今回、働き方を配偶者の方が、その配偶者特別控除の対象になるようにということで抑えられて働いてあるというような社会的な現象がございましたので、そういう就業を調整しなくて済むようにということで、地方税法のほうでこの分についても拡大がされたということになっております。

先ほどの御質問でございますが、当初使っておりました控除対象配偶者というところが、今までは、例えば、御主人のほうの収入に関係なく、そこの部分を控除できておりましたが、今回からは所得ベースで10,000千円を超えた者はできなくなりましたので、その部分で定義といいますか、その部分が地方税法のほうで見直されましたので、ここの部分は資料の1のほうに新旧対照表を上げておりますが、ここの部分は市民税の所得割を非課税かどうかと認めるところですけど、その分では配偶者特別控除では御主人の10,000千円を超える場合には、全く控除がなくなっているんですけど、その非課税かどうかというところの部分については、その分も1と加えるということで使い方が変わってきておりますので、この分を改めまして同一生計配偶者ということで変えるということになっております。そこが、先ほども説明した部分の少し上に、《新たな定義》として同一生計配偶者、または控除対象配偶者ということをお文字としてあらわしております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

今、これの説明を聞きましたけれども、ほとんど理解ができないわけです。それで、この施行が平成31年度以後の市民税に適用になっております。相当慎重に聞きましたけれども、1回聞いただけでは、正直言ってどうなるのかわからなかったんですけども、一般の市民の方は恐らくまだ理解が行き届かないような気がしてなりません。

平成31年以降の市民税に適用ですので、まだ時間はありますけれども、相当な周知を、あるいは説明なりをしないと、恐らくちょっと混乱するのかなという気はします。その点どういふふうにお考えなのか、お尋ねします。

○税務課長（堤 英利子君）

今の部分、周知の仕方というか、対象になる期間でございますけど、確かに市県民税としましては、平成31年度分になりますけど、市県民税は所得税よりか1年おくれでいただいておりますので、収入のかかってくるのは平成30年1月1日から平成30年12月31日までに働かれた分を平成31年度に市県民税でいただく場合の話ですので、もう心づもりとかで今まで

だったらここでやめておこうと思われた方とかいらっしゃると思うので、早目に近々の広報のほうでもこういうふうに変わりますよということを出す予定にしておりますし、そのたびごとに何らかの周知等を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

そうです、私も勘違いしていました。市民税に関しては平成31年度、しかし、所得税に関しては、金額は所得税ですので若干変わるかもしれませんが、来年の1月1日から所得税に関しては、このような形式で課税が行われると理解してよろしいのでしょうか。

○税務課長（堤 英利子君）

所得税におきましても、1年間働いた金額で年末調整とか年度末にされるとは思いますけど、そのときに1年間でどれだけ働いたかで配偶者特別控除とかに該当するかということを見ますので、実際的には後ろのほうに押していくかと、1月1日に即これになりますということじゃないかとは思いますが。

○21番（森 茂生君）

来年の申告ではなく、再来年の申告にこれが確実に入ってくるということですね。はい、わかりました。

これによって八女市の税収は多くなるのか、少なくなるのか。どのような試算がされておりますか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えします。

具体的な試算は行っておりませんが、先ほど10,000千円以上の所得で、今まで配偶者特別控除のほうを受けられていた方が受けられなくなる場合と、また今まで1,030千円の給与収入を超えた方は受けられていなかったものが、今度は1,500千円までとかということで、2つ上げましたが、最初に言った数のほうが市県民税にとっては税額がふえることになります。後ろで言ったほうについてが、市県民税については減額されることになりますけど、後ろに言ったほうが圧倒的に数が多いので、市県民税全体としましては減収となります。しかし、この改正による減収分につきましては、国が国費のほうで全額補填することとなっております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

わかりました。

もう一点お尋ねします。固定資産税が出ていますけれども、ここに出ています都市緑地法に関する対象資産ということで、市民緑地の用に供する土地と出ていますけれども、八女市

でいえば、どのような土地が該当するのかお尋ねします。

○税務課長（堤 英利子君）

申しわけありません。この資料の中では出ていない部分ですけど、このわがまち特例に関する分で、もう一つ条件が、市民緑地とは、緑化地域または緑化重点地区に市の認定を受けたものということで、まず市のほうでそういう地域、地区を指定しなければなりませんけど、八女市ではその指定はございません。また、今現在、九州のほうでも指定がないということでもありますけど、直接的にこちらについては、八女市にはかかわってこないということになります。以前もわがまち特例で、津波のところとか、国の準則に従いまして、そのまま載せていただいたんですけど、それと同じようなことで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

以前言いましたように、津波等は恐らくどんなことがあってもここまでは到達しないだろうと思いますけれども、ちゃんと津波が載っています。一ついじれば全部抜くやんから、国の準則どおり、もう関係ないとでん一応載せておく。すると、簡単に作業が済むということで理解してよろしいんですかね。

○税務課長（堤 英利子君）

そのとおりでございます。例年3月31日に地方税法の改正の公布等がございまして、4月1日施行とかいうものが大変多うございます。今回お出ししている2件につきましても、5月議会で専決分を承認いただきましたけど、その平成29年3月31日に公布されて4月1日施行分以外の分ですね、そのときに5月議会で承認をさせていただかなった分について今回出しておりますけど、物すごく短い期間に文言一つで条例文とか変わってきますので、作業をしないといけないという状況にあります。そういう中で、なかなかお願いするのもあれなんですけど、とにかく間違いがないように条例をつくらせていただくために御理解をお願いしたいと思います。

○21番（森 茂生君）

以上です。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号 勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号 八女東部スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。午後3時まで休憩します。

午後2時46分 休憩

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

議案第96号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、委員会付託案件であります。議案質疑の通告がっておりますので、質疑を行います。

5番高橋信広議員の質疑を許します。

○5番（高橋信広君）

議案第96号 指定管理者の指定についての質疑を行います。

まず、この業者選定の審査に当たって、候補者決定に至るプロセス、それと決め手となったポイントというところをまずお聞きいたします。

○総務課長（馬場 解君）

指定管理者選定委員会の事務局が総務課でございますので、私からお答えいたします。

まず、候補者の決定に至るプロセスでございますが、八女市矢部地区山村滞在施設につきまして、商工観光課のほうで、9月に指定管理者の公募を行っております。その結果、2つの事業者から応募がありましたので、選定委員会での審査を行うということになったところでございます。

委員会につきましては、10月31日に開催をしまして、応募書類の審査のほか、それぞれの事業者からプレゼンテーションや質疑応答を行い、審査採点を行っていただいております。

その結果、山村滞在施設の指定管理者の候補者として、西洋フードが適当であるとの委員の総意に至ったということでございます。この結果を同日、市長職務代理者副市長へ報告を行いまして、委員会の結果を踏まえまして、市長職務代理者副市長が同社を指定管理者の候補者とするところで提案をされているところでございます。

次に、決め手となったポイントということでございますけれども、個々の委員についてお尋ねするというわけにはいきませんが、全体の採点表をもとに分析をしてみますと、4つの審査項目を11の視点で審査採点をしていただいております。両者の得点が大きく開いたものとして、同業種施設の管理運営の実績、それから管理の基本的な方針、それから利用客増のための企画、それから地域連携及び地域資源の活用に関する提案、それと収支計画の妥当性、そういったところでかなり点差が開いておりますので、委員におかれても、そういったところをポイントとしてされたんじゃないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

それと、この審査に当たっては、どういうメンバーで、大体何人の方、庁内だけなのかを

教えていただけますか。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

選定委員会は、民間人の方が5名、それから市職員5名の合計10名で審査を行っております。民間人としましては、知識経験者の方がお二人、それから商工関係の方がお二人、それと市民代表がお一人と、そういう構成になっております。

○5番（高橋信広君）

わかりました。

候補者ですが、この利用客の対策というのは、これからやっぱり新たなどころでございますし、広報、情報発信というところが重要になってくると思うんですが、具体的にはこれはどのような手法で計画されているのか、これについてお答えいただけますか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

議案第96号の資料の25ページをお開きいただきたいと思います。

ここに情報発信による販売促進計画ということで、「ホームページやSNSを通して四季折々の情報を発信し集客に繋がります。」と。それと2番目として、「最も集客が見込める福岡都市圏を中心に定期的に新聞広告を掲載します。」と。次のページで、「『グリーンピア八女』と共同での宿泊DMを年4回発送します。」、1回泊まっていた方に直接ダイレクトメールを各7,000部発送しますということです。こういうことで集客をふやすということで計画しております。

また、市のほうとしましても、市のホームページとか、また観光のホームページを持っておりますので、そういうので情報発信、また記者会見等でメディア等にしっかり発信していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

この中に、パブリシティーが入っていますけれども、このパブリシティーについては、これは具体的な計画はございますか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

26ページの集客のイメージということで、一番下にパブリシティーと書いてあります。これはどういうことかという、無料でそういうメディアとかが取り上げてくれるということです。ですので、特に話題性とか、そういうのがあったらメディアのほう、しっかり取り上げていただきますので、しっかりその辺の話題性とか、いろいろな計画を考えてありますので、無

料でメディアに取り上げてもらうというのが一番の効果があるかと思しますので、しっかりこの辺も一緒になってやっていきたいと思っております。

以上です。

○5番（高橋信広君）

今、FM八女のほうでも発信をされると思うんですが、FM福岡もやっていただきますよね。FM福岡ともう一つは八女本舗からの発信とか、このあたりはいかがでしょう。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

済みません、先ほど私もそこをきちっと言っておりませんでしたけれども、当然、FM福岡のほうで先日も申しましたとおり、番組を持っております、土曜日の9時半から20分間の番組、「茶のくに八女は楽しい」ということで毎週放送しております。その放送が一応10時前に終わりますけれども、土曜日の10時からFM八女のほうで土曜日、それと日曜日も10時から流れます。3回流れるということになりますので、しっかりその辺のFMを通じての情報発信。

また、アンテナショップ八女本舗も情報発信基地となっておりますので、しっかりそこでの情報を発信して、福岡県ゾーンから来ていただくようにしっかり情報発信していきたいと考えております。

以上です。

○5番（高橋信広君）

わかりました。

次に、これはこの資料の中に入っている中に、西洋フード・コンパスグループが運営受託しているとありますね、西日本管内のゴルフ場、これ提供されているカレーを全部そまりあんカレーに変えようという計画がございますが、これについては社内では決定ということで捉えてよろしいのでしょうか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

この資料の40ページ、ここの(5)番、真ん中よりちょっと下に、弊社運営レジャー施設への業務用カレー販売ということで、下のほうに西日本管内ゴルフ場のレストラン等でカレー販売を切り替えていくということでもあります。これは関西から九州にかけてのゴルフ場、ゴルフ場が全部で約46あります。それとレジャー施設が14ということで、60ほどの施設がございますけれども、関西から九州にかけてが、これが西日本の支社ということになっております。そのこの事業部長の許可を得ておるということですので、社内での決定事項かと思います。

それと、ちょっと補足の説明をさせていただきますけど、現在、ここも食材供給施設、旬

の厨ですね、カレー製造が年間で平均約2,200パック（同ページ後段で訂正）。これ1パックが200グラムですので、約4,400キロを製造しております。実際は2日に100キロは製造可能ということですので、年間ですと、この4,400キロの3倍は製造が可能かなということで、当然、今までのそまりあんカレーはそのまま製造して販売していただく。プラス製造可能な約1万キロ、これをこういうレジヤ施設のほうでメニューの一つとして上げたいということでございます。当然そこでレストランでカレーを提供しますけど、お土産等でレトルトのパックになりますので、しっかりそこでそまりあんカレーと、八女の御当地カレーですよということで観光PRも兼ねてそこで販売したいということでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

今のお話だと、当面はそれでいかれるんでしょうけど、順調にいった場合、これは西日本ゴルフ場だけでも2万6,530キロになっていますよね。ということは、ちょうど今、生産能力は半分です。それから、先ほどのゴルフ場でそれということは、レジヤ施設の14施設は入っていませんよね。そこがもし入ってくれば、将来的には増設とか、そういうことも今後は考えられることでしょうか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

議員、今おっしゃったように、西日本管内のゴルフ場で年間2万6,530キロが使われておるということですので、先ほど私が言いましたのは、製造可能なのは1万500キロ程度かなと思います。それが人気を呼べば、そうやってほかのレジヤ施設、西日本に限らず全国にもという可能性も当然持ってありますので、そういう製造、今の施設の中で最大限活用したいという今の考えでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

済みません、私、先ほど今現在のそまりあんの食材供給施設の製造が2万2,000パックと言ったつもりで2,200パックと言ったそうですので、これ誤りです。2万2,000パックに訂正させていただきます。（同ページ前段を訂正）申しわけございません。

○5番（高橋信広君）

ちょっと今の確認ですけど、当面はこの状態というか、今の施設の中でやって、先々広がっていけば、そういうことを考えるということでもよろしいですか。（発言する者あり）はい、わかりました。

次の質問で、これは41ページに、隣のところに、これからの計画のことを試算していただいています、これが客室稼働率の目標が、1年目で冬場で82%、あとは90%。それから、2年目以降もそうですね、90%、82%ということですが、コテージ7戸だったと思うんです

けど、そうすると五、六戸が常に稼働していることになっていくんですが、この試算というのは、課長から聞かれて、自信というか、その辺の勝算は大丈夫でしょうか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

議員、今おっしゃったように、41ページ、1年目が86.4%、2年目から5年目が88%という稼働率を示していただいております。稼働率というのは、あくまでも比率ではございますけど、現在、グリーンピア八女のほうは平成28年度の客室稼働率が75.1%です。それと池の山のほうで72.6%という状況でございます。客室数であらわすと、グリーンピア八女が全部で29室ありまして、今のパーセントで言うと21.8室、池の山が14室あります。パーセントで言うと10.2室ということで、常にここの山村滞在施設は7室でございますので、グリーンピア八女、池の山とも1日の客数が7室を下回ることはないということで、かなり高い稼働率になっております。当然、稼働率は7室分の利用した部屋ということになりますので、この分母が小さいです、7室ということで。それで、当然、客室数の分母が小さいことから、客室稼働率は上がるというのは当然で、達成可能な計画だということでございます。

以上です。

○5番（高橋信広君）

ここについては期待しておきます。（「はい」と呼ぶ者あり）当然、絶対数のほうが大事なので、7つだったらということがあるかもしれませんが、やっぱり毎日、平日も含めたところでは、それと地理的などころを考えますと、結構厳しいかなとは思っています。

それから、ここにこの稼働率上げるための施策として、成果報酬型クーポンということで、次のページに少し参考のことが書いてあるんですけど、そのほかにいろんな報酬型クーポンというのを御説明いただけますか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

成果報酬型クーポンということで、資料の41ページ、一番下に平成28年度の閑散期といいまして、人が少ないとき、12月から3月の中旬ぐらいまでになりますけど、一番そういう人の利用が少ないときの稼働率がここでございます。グリーンピア八女に関しては平均で73.1%、池の山山荘で76.8%という非常に高い数字を維持していただいております。これが成果報酬型クーポンを活用したということで、どのようなものかということ、航空機の早割、早く申し込むと割引がありますよと、そういうイメージで考えていただくといいかなと思います。

それで、ここは今から実績をつくっていくわけですけど、閑散期の稼働率というのが、大体、例えば50%とかわかってくると、半分はあくということになりますので、稼働率が60%

とすると、空室が40%ということで見込めます。この40%に割引を課すということで、この40%を事前にもう買っていたら割引しますよということでございます。例えば、10千円で泊まれる、それを本来やったら10千円ですけど、20%割引で8千円で早くからあく予定の40%分を充てて、その分を割引するというので、稼働率を100%により近づけるというような仕組みで、この成果報酬型クーポンというのはそういうものでございます。

それを42ページの上のほうに「ゆこゆこ」とか「くまポン」とか、いろいろありますけど、こういうのを専門に扱う会社があるそうです。そこに委託して、その成果が上がった分は手数料としてそこに支払うということで、成果報酬型クーポンと呼ばれているそうでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

名前からしたら、私は従業員の方にお返りするようなインセンティブがあると思うんですけど、そういうのはここはないですか。特に従業員の方に対しての成果、それはない。（発言する者あり）そうですか、はい、わかりました。

それから、ここにちょっと書いていませんが、これから運営をもしここに頼まれるとした場合、八女市のほうとしては、どうかかわり方を考えられているのか、その件についてお答えいただけますか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

この西洋フード・コンパスグループさんに関しては、今、八女市の施設を観光施設でいえば、グリーンピア八女と池の山ほか2施設の管理をお願いしております。あと、べんがら村のほうもございますけど、グリーンピア八女に関しては、毎月の前月の成果報告をしていただいて、いろいろなお客さんとかの苦情とか、よかった点、悪かった点、改善は、例えば、苦情があったらどうしていくのかということ毎月グリーンピア八女のほうは支所のほうで打ち合わせをしております。それと池の山のほうが、四半期に1回になりますけど、そういう打ち合わせをして、実績報告をずっといただいております。そういう連携をしっかりとっていっておりますので、当然ここも支所が中心になるかと思っておりますけど、支所のほうでしっかり協力体制というか、一緒にやっていく体制をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

最後に、この候補者決定、今の段階、候補者ということですが、ここまでの評価というのは、副市長、どういうふうに評価されていますか、お答えできるんだったら教えてください。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

先ほども課長が申し上げておりましたけれども、今、指定管理をさせていただいていますべんがら村、グリーンピア八女、星野の関係ですね。こういった形で金銭面だけいきますと、指定管理料を市が払っておると。それに対して利益をこうむった分である一定のところで納入金をいただいておりますということになりますと、運営上はまだまだと言われますけれども、私どもからすれば、非常に信頼もしておりますし、評価もしております。だから、今回の部分につきましても、連携して、各施設の連携がまた保たれてきますので、それ以上の評価をしておるといってございませう。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

私も期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

5番高橋信広議員の質疑を終わります。

21番森茂生議員の質問を許します。

○21番（森 茂生君）

質問をさせていただきます。2点お尋ねします。

まず最初に、一般財団法人「秘境柚の里」から辞退届が出ているということですが、この前の観光物産館の交流館の指定管理に関する資料、その1ページに最後のほうですが、一般財団法人「秘境柚の里」が、矢部地区の再生計画の受け皿としてなくてはならない存在であると書いてあります。なくてはならない存在が任期までじゃなく、平成31年3月31日までの平成30年、2年早く辞退届が出たということだろうと思います。それについて、どのようないきさつだったのか、お尋ねします。

もう一点、これは議会にかけて指定管理をしたわけですので、途中で抜けられるという場合は、議会にかけなくてもよかったのでしょうか。

その2点、とりあえずお尋ねします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

資料でいうと2ページ目が選定結果の報告ということで、これは平成29年10月31日に、先ほど総務課長が言いました選定委員会の報告を市長職務代理者の中園副市長のほうにいただいている結果でございます。それで、この選定委員会の中で、これは当然、山村滞在施設を公募したわけですが、一番下のほうに書いてありますけど、物産交流施設の「柚のさと」や「旬の厨そまりあん」を一体的に運営されることについても委員の期待感が示された

ということで、西洋フードのほうから、こちらの施設についてもやってもいいよというか、事業の成果を上げるためにという考えを当然持ってありましたので、それを示された結果がここに書いてあるかと思います。

柚の里財団のほうで、平成29年10月31日の午後から評議員会、理事会が設けられまして、その中でその選定結果の報告、それと西洋フードさんがほかの施設もやってもいいよという考えが示されておるということであって、その評議員会、理事会の中で審議があって、御存じのように赤字がずっと続いて非常に苦しい運営をされてありましたので、その辺の理事さんの御理解もありまして、西洋フードさんがやりたいということであれば、辞退しようというところになった流れで辞退届が出たわけでございます。

以上でございます。（「もう一点」と呼ぶ者あり）

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

指定管理、今回、辞退ということでございますけれども、そういった場合に議決が必要ないかということでございますけれども、指定管理者に原因があつて、その指定取り消しをするといった場合には、議会の決議は必要ないと解釈されているところでございます。

○21番（森 茂生君）

「秘境柚の里」について、もう一点だけお尋ねしますけれども、これがいまだかつてまだ県の、悪く言えばひもつき、県の監督を受けている財団であると私は理解をしています。

公益目的施設計画に、これは二、三年前の話ですけれども、270,000千円が公益目的財産として認知されています。これが今まで優遇を受けておったから、これを社会に還元しなさいよというのが公益目的支出計画です。約6,400千円ずつ毎年返還をして、43年間赤字をつくって社会に還元をするというのが今までの流れでした。

当然、今度は事業を大幅に変えるわけです。ですから、県の認定、県は素直にお受けしたのか。今後こちらの運営は公益目的活動に専念するということですが、公益目的活動に専念するならば、収益事業がなくなるわけですので、通常考えますと、いよいよもって経営が苦しくなる、やっつけられない。そこら辺のところはどうクリアされていくおつもりなのか、お尋ねします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

議員、今おっしゃったように、これは一般財団法人に移行したときに公益目的収支計画を掲げて、51年と私、聞いておりましたけど、43年間になっていますか、（「二、三年前です」と呼ぶ者あり）二、三年前ということですね。それだけ経過するという事かなと思います。

それで、公益目的収支計画がきちんと履行されておるかというのが、福岡県のほうから監督というか、そういうことでしていただいております。当然、収益部門の物産館と食材供給施設を外します。ただ、秘境柚の里の公園と、あそこでの体験事業とかは残りますので、一般財団としてそのまま残ることは問題ないということで聞いております。

それで、公益目的収支計画を変更しなければならないかというのは、しっかり税理士のほうと協議しながら、県と相談しながら、それは手続が必要ということであれば、当然とっていかれるかなと思っております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

私も相当苦勞したのでわかるんですけども、ちょっと疑義、疑問が残っています。

次がありますので、もう次に行きますけれども、資料の28ページをちょっと見ていただきたいと思います。今、ある程度高橋議員のほうで言われましたので、重複する分は省かせてもらいます。

28ページの下段目に、（八女市内3施設の弊社職員数は約180名）となっています。べんがら村とかグリーンピア八女の職員さんの数だろうと思いますけれども、これはいわゆる正社員の数という正式に雇っている数と理解してよろしいのでしょうか。

それと、もう一つは、公立病院でも言われていましたけれども、この180名の中に八女市在住の人が何%ぐらいおられるのか。これは非常に今後の問題について貴重なあれになってきますので、そこら辺はどうなっているのか、お尋ねします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

約180名ということでここに掲げてあります。これが正社員なのか、パートを含めたところの数なのか、またこの中で、八女市在住の方がどれだけいらっしゃるのかというのは確認しておりませんので、ちょっとこの場でわかりません。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

口で、あるいは作文で立派なこと書いてあります。それはそれでいいですよ。しかし、実際それが担保されるのかは、ここで一つは判断のバロメーターには私はないと思います。当然こういうのは確実に一応調べられたほうが私はよかったのではないかと考えております。ですから、今後、これは後日で結構ですので、ぜひ調べていただきたいと思います。

それから、弊社職員となっていますけれども、この会社の社員さんということで置きかえていいのでしょうか。職員じゃなしに社員ということで理解してよろしいですか。

○商工観光課長（井上啓時君）

ちょっとそこまで確認ができておりませんので、申しわけございません。

○21番（森 茂生君）

これちょっと気になるからお尋ねしたんですけども、後でいいですが、16ページに、この登記簿があります。下から3つ升目に、資本金の額22,316,624,900円、これに下線が入っていますので、これはもう消えているはずですが、その下に1億円となっています。いきなり223分の1ぐらいに資本金が減っています。こういうのは普通はあり得ないわけです。なぜこのような資本金がいきなり223分の1ぐらいまでに削ったのか。これは当然原因があります。これはどういうふうに調べられたのか、お尋ねします。

○総務課長（馬場 解君）

私からお答えいたします。

この点につきましては、選定委員会の中に弁護士の方もいらっしゃいますので、その方から一応解説をしていただきました。そのときの詳しい内容をちょっと覚えておりませんが、そういったおかしなことではないということは記憶しておるところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

私はおかしいから言っているわけです。皆さん方、通常こういうのは日常的にありますか。いきなりこんな資本金を極端に減らすというのは。

時間がないので、もういいですけども、こうすることによって税務関係はどうなりますか、八女市に入る税金。お尋ねします。

○総務課長（馬場 解君）

申しわけありません。税金の関係はちょっと私も存じておりません。

○21番（森 茂生君）

これは税金ともかかわってきます。八女市の法人市民税、大きくかかわってきます。これが極端にこれほど差が出るというのは、八女市の法人税の税収によって、当然大きく落ち込む可能性があるとは私は思っております。そこら辺、明確な答弁をお願いします。

○議長（川口誠二君）

暫時休憩します。

3時50分まで休憩します。

午後3時38分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

28ページの先ほど言われた180名は、95%が八女市在住の方ということで、この180名というのは社員プラス、パートを含めたところの人数です。社員が約30名ということで、残り150名がパートということです。

それと、先ほど16ページの資本金の額につきましては、なぜ減ったかというのは、詳しい状況というか、それがちょっとまだわかりません。ちょっと調べてまた後日ということになりますけど。

あと税金のほうは、法人市民税が均等割150千円、市のほうに入ってきておるということでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

法人均等割税が150千円ですか。（「法人市民税」と呼ぶ者あり）法人均等割、これは八女市のあれに載っているんです。10,000千円を超え1億円以下のは150千円です、言われたとおり。そしたら50億円を超える法人は3,000千円です。ですから、資本を1億円に減らすことによって、ここだけで2,850千円の節税になっています。それから、均等割が県の税金もあります。10,000千円を超え1億円以下のものは52,500円です。これが50億円を超えるのは840千円になっています。ですから、県と市だけで資本を1億円に下げたことによって3,637,500円のいわば節税です。これは違法ではないそうです。ないそうですけれども、通常の法人はこういうことはほとんどしないそうです。ましてや八女と関係がある契約をしようとする団体が、このような不誠実なことは私はしてはだめだと思います。これに関してどう思われますか。

○議長（川口誠二君）

お知らせいたします。本日の会議時間は、都合により午後5時まで延長いたします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

その理由がはっきりわかりませんので、後日ということでは言いましたが、ちょっと私が聞いたときに答えられたのは、例えば、昔とかはレストランとか、そういうのを会社が建てて、そこで運営をしておったけど、今は契約ビジネスということで契約して、そこを毎月の賃貸で借りるというふうなビジネスになったことにより減資したと、それは一つの理由だと思えますけれども、ほかにも理由はあるかとは思いますが、そういうことを言われました。当然そういうのは節税できることでありますので、いろいろな不正があったということとは、こちらのほうは思っておりません。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

法人の県あるいは八女市の法人の均等割だけではありません。外形標準課税法人税というのがあります。これは県の税金です。この外形標準課税法人税というのは、1億円以下は該当しません。1億円以上になったら外形標準で県の税金が取られます。ですから、それを逃れるために資本金を通常1億円以下に持っていくわけです。

まだあります。5億円以上は監査法人のお金になりません。しかし、5億円未満にすれば、必ずしも監査人を会社に雇う必要はありません。これで通常、二、三百万円かは当然安くなると言われております。ほかにもまだあります。切りがないぐらいあります。地方法人特別税、外形法人以外の方は81%、外形標準になれば1億円超せば148%の税率。ほかにもまだあります。

ですから、通常、こういうことをする場合は、節税を目的にする、もしくは累積赤字が相当たまっていたので、資本を少なくしたことによって、プラスマイナスをして財務諸表を美しく見せる、累積赤字がないように見せる。これが税金節税か、もう一つはそれが一緒になったか、大体この3つだと言われております。

ですから、私が言うのは、一企業が節税目的とするなら、これは私は何も言いません、違法なことではありませんので。しかし、八女市がこういう委託契約を結んで、しかも3つも4つもでしょう。そういう企業がそういう不誠実なことをしているのかということです。

ここに専門家が書いたのがあります。「節税のみを目的とした減資は「税制の悪用」として社会から批判を浴びる可能性がありますし、納税を社会的責任の一つとして担っている企業がとるべき選択肢ではありません。」と、これは専門家が書いている。たとえ、してもいいけれども、通常、倫理のある会社はしないということです。

過去にした事例はもちろんたくさんあります。その一つが、シャープペンシルで大もうけしたシャープです。あそこが1千何百億円を1億円にしようとした。しかし、ストップがかかって、結果的に5億円でよかった。あその会社はもうめちゃくちゃです。そういうことがあるから、そういうことをするわけです。ですから、今回だけはこれを見送る気はありませんか。

○新社会推進部長（松尾一秋君）

お答えいたします。

今、森議員の御指摘をもって今回の指定管理事業者にふさわしくないという判断はいたしておりません。

以上です。

○21番（森 茂生君）

八女市のちゃんとした姿勢を私は疑います。市民の税金を使ってやる事業です。あなたが

個人なら何も言いません。税金を使ってやる事業ですので、もう少し真剣に向かい合っていただきたい。私はそう思います。どうですかね、鎌田副市長。

○副市長（鎌田久義君）

詳細が本社からも聞いておりませんし、ここでどうこうとは言われませんが、今までの経緯で、実績等を踏まえながら、私どももやってきておりますので、今回の議案については、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○21番（森 茂生君）

当然、八女市内では実績が上がって云々はわかります。全国的にこの西洋フードがどういう活動をしているのか、調べられたことありますか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

全国展開というか、世界展開してある企業ですけど、どういうところでどういう営業をされてあるかというのは、この登記簿謄本で、ここで書いてありますけど、私が知る限りではこの内容で、それを調査したということはございません。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

この会社は、いわゆる食品的なものがほとんどですよ。過去の食中毒関係はどうなっているか調べられましたか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

過去、そういう食中毒とかがあったようなことを調べてはおりません。ただ、今までも当然、グリーンピア八女が一番長いんですけど、やっていただいております。それと星野のほうも2年やっていただいております。それで、そういう食中毒とか危機管理に対しても、非常にいろいろなマニュアル本つくって対応してありますので、信頼できる会社だと私は思っております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

食品関係ですので、今までの流れがどうあったかは、やっぱり一応調べてみるべきだと思います。私も調べてみたら、出るわ出るわというぐらい出ます。ここに「青森保健所でノロウイルス」云々、「京都の老人ホームで食中毒、ノロウイルスで営業停止」、いっぱい出ます。もちろんほかの会社も出ますよ。ほかの会社も出ますけれども、特にここが多いような気がします。一番多いのはワタミです。御存じのとおりブラック企業と言われる。やっぱり

そういうところがいろんな問題で、こういうのを引き起こすんだらうと思いますので、もう一度精査をされて、やっぱり考え直していただきたい。私はそう思います。

これ以上言っても、もう無理ですので、以上で私の質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託します。

議案第97号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は、議長を除く25人にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は25人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

それでは、先例に従いまして、委員長に大坪副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査していただきますようお願いをいたします。

議案第98号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第3 請願委員会付託

○議長（川口誠二君）

日程第3. 請願委員会付託を行います。

本定例会において受理いたしました請願は2件であります。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（牛島義光君）

〔朗読省略〕

○議長（川口誠二君）

局長朗読のとおり、請願2件につきましては、会議規則第137条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思います。審査のほどをよろしくお願いをいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。

会期日程に従い、11日からは委員会分科会となっておりますので、審査のほどをよろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時9分 散会